

CLAIR SUMMARY

海外における行政の動き(97年3月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、イタリア、スイス、ベルギー、スペイン
ポルトガル
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、インドネシア、
タイ、フィリピン、ベトナム
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 019 (June 27, 1997)

Council of Local Authorities for International Relations



財団法人自治体国際化協会
調査部

〒100 東京都千代田区新霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

海外における行政の動き(97年3月号)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、イタリア、スイス、ベルギー、スペイン
ポルトガル
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、インドネシア、
タイ、フィリピン、ベトナム
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 019 (June 27, 1997)

1 ニューヨーク事務所（1997年1月分～97年3月分）

（1）アメリカ合衆国の最近の動向

- ①ニューヨーク州の次年度予算と減税方針…………… 1
- ②ニューヨーク市における市長と市議会の権限論争及び憲章改正の是非…………… 2
- ③1998年度連邦予算と均衡予算計画…………… 2
- ④全米知事会と福祉改革…………… 3
- ⑤環境保護と私的財産権をめぐる二つの事例…………… 4

（2）カナダの最近の動向

- ①危険の多いトロント・メガシティ構想…………… 5
- ②トロント合併問題の動向…………… 6
- ③トロント・メガシティの是非をめぐる住民投票の結果…………… 7

2 ロンドン事務所（1996年11月分～97年1月分）

- ①労働党、1999年のEMU参加めぐり国民投票実施を公約…………… 9
- ②政府予算案発表…………… 9
- ③疎外される少数民族—商業活動の本流に取り組みを…………… 10
- ④ダブリン・サミット、通貨安定策で合意…………… 10
- ⑤サウス・バンク再開発計画—ホームレス強制排除の可能性も…………… 11

⑥NHS 病院限界に	11
3 パリ事務所（1996年11月分～97年1月分）	
（1）フランス	
①家畜解体業者援助で新税導入	12
②日本とフランス、複数レベルでの定期会合を決める	12
③ドUBLE法案、下院を通過	12
④都市の「免税地区」制度、1月1日から実施	13
⑤文化省、芸術品の輸出制限の構え	13
⑥首都圏の大気汚染、ピークの日は乗用車の通行半減規制	14
（2）イタリア	
①ユーロ税、修正を得て再提出される	15
②脱税額、年間250兆リラに	15
③1997年度予算、可決成立	15
（3）スイス	
①労働基準法改正めぐり論議	15
②移民制限強化、国民投票で否決される	16
（4）ベルギー	
①雇用促進策などを閣議決定	16
（5）スペイン	
①IMF、スペインの財政健全化努力を評価	17
②政府、民営化に本腰	17
（6）ポルトガル	
①首相、通貨統合への参加に重ねて意欲	17
（7）欧州連合関係	
①EU首脳会議で安定協定めぐり合意	18
4 シンガポール事務所（1996年11月分～97年2月分）	
（1）シンガポール	
①シンガポールの対日関係	19
②1996年の経済成長率	20
（2）マレーシア	
①政府、移民法改正案を上程、不法就労外国人の雇用者等も厳罰を適用	22
②日本とマレーシア、貿易収支是正のため特別委員会を設置	23
（3）インドネシア	
①インドネシアの国家財政	24
②インドネシアの公務員	25
（4）タイ	
①地方自治体、地方行政をめぐる最近の動き	26

(5) フィリピン	
①フィリピンの地方自治体の概要	29
②フィリピンの外交政策	31
③フィリピンの観光行政	33
(6) ベトナム	
①省レベル地方行政単位の分割、国会、首相談話、政治体制等	34
5 ソウル事務所（1996年12月分～97年2月分）	
①ソウル特別市の区庁長任命問題	38
②蔚山市の広域市昇格関係	38
③ソウル市の交通施策	38
④外国人観光客の減少など	40
⑤日・韓航空交渉関係	40
⑥盆唐・一山新都市の市昇格運動関係	41
6 シドニー事務所（1996年12月～97年3月分）	
①新たな移民政策	42
②連邦政府財政赤字急増	42
③公共サービスのコストが18億ドルに達する	43
④効率化を目的とした共同事務処理推進	43
⑤州政府のゴミ処理に関する課金の過徴収	44
⑥健康保険制度危機	45
⑦各省の外局改革について	45
⑧公営病院制度への州政府の反抗	46
⑨公共部門における負債の状況	46
⑩連邦政府から州政府への補助金削減	47

クレアサマリー「海外における行政の動き」は、従来「海外事務所だより」として発行していたものを、その内容に即しタイトルを改めたものです。

「海外における行政の動き」は「海外事務所だより」同様、各事務所から適宜送付されるニュースをまとめて1冊の冊子にしたものです。できる限り最新の情報を掲載する事としていますが、編集等によるタイムラグがある事についてはご容赦ください。

1 ニューヨーク事務所

(1) アメリカ合衆国の最近の動向

① ニューヨーク州の次年度予算と減税方針（1997年1月分）

ニューヨーク州のパターキ知事（共和党）は、1月14日、4月に始まる`97～`98年度の予算案を提示した。今年度13億円の歳入増をもたらした好調な経済を背景に前年比2.2%増で6,610億ドルとなった同予算は、高等教育への歳出削減、保健医療への歳出削減、公立学校への補助増大、刑務所建設、及び減税を特徴としている。

1月8日の年頭所信表明演説でも強調された減税については、今回の予算案で、地方自治体（市町村、学校等）の財産課税の対象となる個人所有の家屋の評価額を、標準的家屋（評価額11万ドル）に対しては3万ドル、所有者が65歳以上に場合には5万ドルを減税することが提案された。これに伴う自治体の減収分は州により補填されることとなっている。

地方自治体が課税する財産税は、その収入の約半分が教育費に充てられているが、知事が1995年から3年計画で始めた個人所得減税の際には、それに伴って自治体に対する州補助金が削減されたため、各自治体は財産税を引き上げざるを得なかった経緯がある。このときは、所得税減税が財産税増税にシフトしただけであると避難されたため、今回の措置はこの批判に答えるねらいがある。

この減税案は4年間で段階的に調整されることになっており、州の負担は初年度は1億1千万ドルにすぎないが、2001年までには17億ドルになる。完全に実施されると標準的家屋所有者は年間27%、金額にして約450ドルの減税になる。

これに対して、本年11月の市長選での再選をもくろむジュリアーニ・ニューヨーク市長は、都市部よりも郊外の家屋所有者により大きなメリットがあり不平等であるとして強く批判している。なぜなら、都市部よりも郊外の方が財産税率が高いため減税効果も高く、またニューヨーク市は個人所有の家屋よりも、今回減税の対象となっていない商業・工業用の財産に対する課税を主な収入源としているからである。知事をはじめ共和党の地盤である州北部や郊外の居住者からは歓迎されるものの、州人口の40%が住む都市部における減税額は、州全体の減税額の9%程度にしかならないとみられている。

今回の予算案には、高等教育への歳出削減、保健医療への歳出削減に関して大きな異論があるほか、歳入についても、経済が引き続き好調であることを前提にするのは見通しが甘いとの指摘もある。州議会は昨年、予算成立が新年度に102日間ずれ込むというワースト記録を作っているだけに、今回の予算審議の成り行きが注目される。

② ニューヨーク市における市長と市議会の権限論争及び憲章改正の是非 (1997年1月分)

ニューヨーク市ヴァロン市会議長（民主党）は1月6日、政策決定における市長の権限が議会に比べて強すぎ、バランスを欠いていると述べ、市の憲章改正に対する強い意欲を表明した。特に、現在、市長単独の権限である歳出予算額の決定権について、より議会の権限が及ぶようにしたい意向であるが、これに対しジュリアーニ市長（共和党）は、1990年に憲章の大改正を行ったばかりであり、改正の必要はないとコメントしている。

憲章とは、当該自治体の設立・存続に関する基本法規であり、自治体の管轄区域、組織、権限等が記されたものである。この改正について、ニューヨーク州法は、憲章改正委員会の設置と委員選任の権限を市議会に与えており、同委員会が作成した憲章案は、住民投票の承認を受けた上で発行することになっているが、同議長は今年中にこの委員会を設置し、1999年には住民投票に持ち込もうと企図している。

市長と市議会とは、これまで市憲章に示された権限をめぐる、しばしば法廷闘争も演じている。最近では、予算の修正議決をめぐる市長予算と議会修正議決のいずれが有効か法廷闘争に持ち込まれた事例や、警察官の汚職防止のための独立した査察委員会の設置に関する法案を議会が可決したため、市長が提訴した例がある。同法律が委員は議会及び市長により任命されると規定していたため、新機関設置の際の委員の任命権は市長のみにあると定めた市憲章に抵触するとして市長側が訴えたもので、州最高裁は、1月9日、市長の主張を認める判決を下した。この判決を機に、議会側はますます市憲章を改正するべきであるとの姿勢を強めている。

しかし、議会の権限拡大を目指す今回の議長の行動については、民主党寄りのニューヨークタイムズ紙も、その社説の中で、市長とそりが合わない議長が市長に対抗するため権限を強めようとしていると分析し、そのようなことは憲章改正の理由にされるべきでなく、現憲章は維持されるべきであると論評している。

なお、1990年の憲章改正においては、大ニューヨーク市の発足した1898年来の大改正といわれ、その際、予算の承認権、行政運営における様々な監督権限、事業の許認可権等の広範な権限を有し、市の政策決定にきわめて重要な役割を占めていた市理事会（Board of Estimate）が廃止された。同理事会の権限は市長と市議会に分割移管され、実質的に市長の権限が強化された。以後、ニューヨーク市は、米国の強市長型地方政府の中でも最も強い市長を持つに至っている。

③ 1998年度連邦予算と均衡予算計画（1997年2月分）

クリントン大統領は、2月6日、本年9月に始まる`98会計年度の予算教書を発表した。`97年度の決算見込額に比較して3.5%増の1兆7,000万ドルとなっている今回の予算案は、中所得者層に対する減税の実施や、一般教書でも強調され

た教育関係支出の増額に加え、最大の眼目として、各会計年度の歳出超過を是正し、2002年までに予算を均衡させる計画を盛り込んでいることを特徴としている。

今回の5年計画の大統領案では、980億ドルの減税を実施するほか、経費節減としてメディケア（高齢者医療保険）で1,000億ドル、メディケイド（低所得者医療保険）で90億ドル、法人に対する補助金の削除等による340億ドル等、計2,521億ドルを削減することにより、例年赤字となっている単年度収支（97年度は約1,250億ドルの赤字）を2002年には170億ドルの黒字にしようとするものである。

予算の均衡が国家財政にとって急務であることは、民主・共和両党の共通認識となっているものの、その手法において差がみられるということはいうまでもない。今回の計画については、策定にあたって今後5年間経済状態が安定した良好なものであることを前提にしているなど、各種の経済予測値が楽観的すぎるとの批判があるほか、歳入見込みについても、放送局に対する周波数帯の競売収入など1回限りで確実性のない収入を見込んでいる点が問題視されている。共和党では、2002年の収支は170億ドルの黒字ではなく、500億ドルの赤字になるとの試算も行っている。

さらに、赤字削減額計2,521億ドルの75%が5年計画の最後の2年間に集中していることから、クリントン大統領在職中の財政負担を先延ばしにし、後の政権に責任をとらせる作戦ではないかとの見方が強い。元議会予算局高官も、最後の2年間で全体の75%の削減を行うのは無理があり、せいぜい62%だろうとコメントしている。

これに対し大統領側は、1993年度に2,550億ドルだった年度収支の赤字を1996年度時点で1,070億ドルに削減していることからもわかるとおり、これまでも既に予算均衡化の努力は着実に払ってきており、経済見通しについても現実的で妥当なものだと反論している。

大統領と議会は、予算案のほかに、憲法修正予算均衡化条項についても鋭く対立しており、共和党議会が憲法修正を求めるのに対し、大統領は予算均衡の重要性を認めながらも憲法修正には反対している。州や自治体の地方政府も、憲法修正による予算均衡の義務付けが連邦政府から地方への負担転嫁につながるのではないかと警戒しながら状況を注視しており、今後の動向が注目される。

④全米知事会と福祉改革（1997年2月分）

全米知事会は、2月1日から4日間に渡りワシントンD.C.において会合を開き、福祉改革を中心に討議を行った。

昨年10月に発行した福祉改革法は、福祉運営の権限を州に大幅に委譲したこと及び貧困基準を満たせば必ず保証された連邦福祉の受給資格を廃止したことに画期的な意義があったが、州や自治体に莫大なコストを転嫁する可能性があることが問題とし

て指摘されていた。このことについて、同知事会は、市民権未取得の合法移民が福祉の受給資格を失うことにより、連邦から州への負担転嫁が生じるとして改善を求めている。連邦政府が同法により7年間で550億ドルの節減ができるとする試算のうち、240億ドルは合法移民に対する福祉の制限によるものであるが、ニューヨーク州のパターキ知事は、同法により受給資格を失う8万人の合法移民を救済するため、同州では年間2億4,000万ドルの負担を連邦政府から転嫁されることになると言明していた。

もともとクリントン大統領も合法移民に対する制限は不必要であると考えており、同知事会と意見の一致するところであったが、共和党連邦議員が合法移民への配慮が同法による経費削減を妨げることを理由に、法改正には反対の姿勢であったことから、同知事会は2月2日、妥協する形で同法の大規模な変更は求めない旨決定し、そのかわりに議会と大統領に対し、福祉受給資格を失う合法移民を援助すべく知事会と共に努力するよう呼びかけた。

また、同知事会は、大統領が来年度以降の予算案に絡めて提示しているメディケイド（低所得者医療保険）経費削減についても、地方政府に経済的負担を強いるものであるとして反対する方針を示した。福祉改革法では、全米で3,700万人に適用されているメディケイドの改革は見送られていたが、予算均衡を目指す大統領は、その所用経費に厳しい制限を設けることを提案していた。同知事会では、メディケイドの資格要件、扶助水準、医療機関等への支給率等の設定について州に弾力的な裁量権が与えられなければ、大統領案には同意できないとしており、この問題については共和党連邦議員ともども大統領案に反対する意向を示している。

現在までのところ、福祉改革法の発効により福祉受給資格を失った人は少数に止まっており、合法移民に対する規制もまだ効果を上げていないが、これは好調な経済が雇用を生み出し、福祉受給者を減少させているからにすぎない。

本件に係わる知事会の意向がどのように具体化されるか、今後連邦予算審議の動向が注目される。

⑤環境保護と私的財産権をめぐる二つの事例（1997年3月分）

絶滅の危機に瀕する生物の保護を目的とする連邦の「絶滅の危機に瀕する種の保護に関する法律」について、連邦最高裁は3月19日、同法の規制により財産権を侵害された場合も同法による訴えの利益を認めるとする判決を下し、同法が環境保護を求める人だけを保護するものではないことを示した。

この裁判（ベネット対スベア事件）は、オレゴンーカリフォルニア州境で行われた灌漑プロジェクトについて、連邦魚類・野生生物局が同法に基づき、絶滅に瀕している2種類の魚の保護のため放水量を減らし、貯水池の水位を高く維持する必要があるとしたため、給水対象となっていたオレゴン州の牧場主が穀物の収穫量に影響すると

して訴えていたもので、原告側はそれらの魚の数が減少しているという証拠はなく、より高い水位が必要であるという根拠もないとしていた。

この訴えは、行政当局が法の下での義務を怠っている場合には誰でも訴えることができるとする同法の市民訴訟条項に拠ったものであったが、1 審、2 審ともに同法により訴えることができるのは種の保護を目的とするものだけであるとして原告側が敗訴していた。

しかし、最高裁は今回、種の保護のための規制が足りないと思われる場合ばかりではなく、規制が過剰な場合にも訴えることができるとする解釈を示した。

この判断は、科学的根拠の薄弱な環境保護のための規制に打撃を与えるもので、今後水質浄化法、大気浄化法、安全飲料水法等同様の市民訴訟条項を有する他の環境関係法にも影響を及ぼすものと見込まれる。

一方、カルフォルニア州サンディエゴ市では、3月18日、約700平方キロメートルの土地を85種の絶滅の危機に瀕した生物の聖域として未開発のまま保存することを決定した。連邦、州、自治体、環境保護団体、土地開発業者らが6年掛かりで話し合い、まとめた同計画では、同市が連邦、州、土地開発業者から指定した区域の土地を買い上げ、野生動物の聖域として保存するというもので、連邦と州政府は係る財政的支援を行い、土地開発業者は土地を提供する代わりに、市内の他の地区に所有する土地について環境保護規制から無条件に免れ、自由に開発してよいということになっており、環境保護と開発のバランスをとる全国的なモデルになりうるのではと注目を集めている。

(2)カナダの最近の動向

①危険の多いトロント・メガシティ構想（1997年1月分）

96年12月17日、現行のメトロ・トロント構成6市を統合合併し、単一の巨大トロント市（トロント・メガシティ）に改める法案がオンタリオ州議会に提出されたが、同法案第103号（メトロ・トロント行政機構改革法案）の審議が、本年1月13日から始まった。同法案の審議は3月末まで続くが、オンタリオ州政府は同月末までに是非とも同法が成立するよう強く期待している。

トロント・メガシティ設置法案の提出という事態を受けて、メトロ・トロント構成6市中、トロント、スカーボロー、エトビコーク、ヨーク及びイーストヨークの5市は、3月3日に当該合併の是非について住民投票に付すこととしている。残りの1市ノースヨークは、2月中旬から3月3日までに電話による住民意向調査を行うこととし、前期5市の住民投票結果の判明と同時に、その答えを発表する予定としている。

このような住民投票の動きに対し、オンタリオ州のハリス進歩保守党政権は、既にメガシティ設置の可否に関する住民投票結果には左右されない旨言明しているが、仮

に住民投票の結果、多数派が合併を否認したにもかかわらず、これを無視して合併に踏み切ることとなれば、同政権への支持、信頼性は大幅に失墜することとなろうとトロントの世論調査機関（エンヴィロニクス調査社）は指摘している。

同政権が合併強硬路線を転換しない限り、住民投票における合併賛成多数の確保に向け、合併推進市民グループを形成する作戦を展開せざるを得ないこととなろうが、しかし、これまで実施されたトロント広域圏（グレーター・トロント・エリア）における様々な調査研究報告の大半は、合併単一巨大都市（メガシティ）案には与していないので、合併推進派連合の形成も容易でないものと見込まれる。

合併強硬路線に対し、オンタリオ州議会における自由党その他の野党が、ハリス政権を独裁的と批判していることは言うまでもない。メガシティ問題を契機に野党グループが結集しつつあり、進歩保守党は、次回総選挙で政権を失う可能性も強く、したがってトロント・メガシティ構想は、オンタリオ州進歩保守党政権にとって極めて危険な政治選択を自ら課したものといわざるを得ないであろう。

②トロントの合併問題の動向（1997年2月分）

トロント6市を合併し230万人の新トロント市を作るメガシティ構想については、現在州議会において第2読会を終了（実質的に可決）し、公聴会が開かれているが、現在までのところその陳述のほとんどは反対意見であり、議会外においても当該構想に反対する市民運動の盛り上がりが見られる。さらに、構成6市における3月3日の住民投票に向けて各市長が主導する反対運動が展開されている中、現メトロポリタン・トロント広域議会（直接選挙による28名の議員と各構成6市の市長の合計34名からなる議会）は、合併問題について、19対12の評決で賛成の意思表示を行った。もともと、本件問題が州政府により公表された段階で、構成各市は上層団体であるメトロポリタン・トロント議会の廃止を訴え、メトロポリタン・トロント議会は、合併を促進するという立場にあったので、今回の評決は当然の成り行きであったとみることできる。

しかし、今回の合併に伴う州政府の施策は、単に構成6市を合併するという問題に加え、州政府が教育財源を負担する代わりに、各市町村に福祉財源を市町村の唯一の財源である財産税により負担させるという問題も含んでいる。州政府は、この移行措置により財源が均衡すると主張するものの、メトロポリタン・トロント議会の計算では5億3,100万ドルの支出超過を招くとして、州政府に対抗していた経緯がある。したがって今回の評決においても、合併問題について賛成の意を表明する一方で、合併に際しての財政均衡や合併時期の1年延長等を併せて決議している。

合併推進派の議員は「これにより強い反対にあっている州首相には、十分な援助になる。」としているが、反対している市長の一人は「メトロ議会の議員は、最近の合併問題や財源負担問題に対する住民の反対運動の盛り上がり認識していないし、こ

の広域地区に住む住民が、今何を求めているのか認識していない。」と非難している。

州政府は、現在審議中の公聴会を3月6日までに済ませ、4月1日から再開する議会で最終決定を行うこととしている。しかし、現在本件合併の実施にあたり、新市を構成する議会議員の選挙区割に関する調整問題、各市の条例や行政管理の統合問題など、来年1月1日の新市設立に向けて解決すべき問題が山積みしており、しばらくはその推移を見守る必要がある。

③トロント・メガシティの是非をめぐる住民投票の結果（1997年3月分）

3月3日、現行トロント首都圏（メトロ・トロント）の構成6市とメトロ・トロントを合併統合し、人口230万人のメガシティを創設することとするオンタリオ州政府の法案第103号（メトロ・トロント行政機構改革法案）の是非を問う一般住民投票（plebiscite）が構成6市において実施された。

既報のとおり、メトロ構成6市は同法案に対しこれまで一貫して反対の意思を表明してきたところであるが、具体的に住民の意思を反映させるため、今回6市において一般住民投票に付すべく準備が進められていた。同日、構成6市における有権者の約4分の1が投票に参加し、投票者のうち72.5%が合併に反対の意思表示を行った。

圧倒的多数の住民の反対意志が明らかになったにもかかわらず、州政府のマイク・ハリス首相ならびに彼の率いる進歩保守党政権は、この一般住民投票の結果に州政府の方針は左右されないこと、メトロ・トロントの全面改革はあくまでも貫徹するとの考えを明らかにしている。ただし、同法案第103号の撤回はしないものの、若干の修正には応じることとし、4月以降の州議会に修正案が提出されるものとみられている。州政府が極めて強硬な決意を固めている背景には、法律論として、一般住民投票（plebiscite）と特別住民投票（referendum）とは別の制度であること、今回の投票は管下市町村が任意に実施した、いわば世論調査の如きものである一般住民投票に過ぎず、したがって州政府が州民の意思を問うための特別住民投票でないから、当該州政府を拘束するものではないと主張している点が注目される。仮に、市町村レベルで実施した一般住民投票の結果に上位の州政府が拘束されるということになれば、州レベルで行った一般住民投票の結果に上位の連邦政府が拘束されるという議論につながる事となるが、このような考え方は憲法論として成り立たないと主張しているわけである。

しかし、規範論として法的に拘束されないとしても、実態論としてこれを事実上無視してもよいということになるかといえ、民主主義の建前から疑問が生ずることは言うまでもないであろう。州法の要求する特別住民投票（referendum）の形式を備えていないことは事実であるとしても、住民の4分の3が反対の意思表示をしている厳粛な事実を無視するならば、必ずや重大な政治問題に発展するであろうことは容易に予測されるところであり、前期の修正案の提出も含めて今後の動向が大いに注目され

よう。

なお、このトロント・メガシティ構想が実現すれば、モントリオール（ケベック州）にも波及する事があり得ると懸念した同市議会議員より、オンタリオ州政府に対し反対意見の書面が提出されたところであり、この合併問題の行方がオンタリオ州民の関心を引くに止まるものではないことが伺われる。

2 ロンドン事務所

①労働党、1999年のEMU参加めぐり国民投票実施を公約（1996年11月分）

労働党は11月17日、次期国会会期中の経済通貨同盟(EMU)参加については、最終決定を国民投票にゆだねる方針を発表した。これに対し、親欧州派のゴードン・ブラウン影の蔵相は同日夜、「これでEMUの早期参加を断念する必要はなくなった」と強気の姿勢を示した。

ブラウン議員は、フィナンシャル・タイムズ紙のインタビューで、「国民投票の公約は、来年の総選挙前にEMU議論がこれ以上反欧州的になるのを防ぐ歯止めとなる」と述べ、ロビン・クック影の外相がここ数ヵ月EMUへの早期参加を疑問視する発言を重ねているものの、こうした慎重派の攻撃に屈したわけではないことを強調した。

しかし党が国民投票を公約とした今、党内論議がEMU参加に懐疑的になる可能性が高い。政界・金融筋では今回の発表により、英国が1999年にEMUに参加する公算はさらに小さくなった、との見方が強まっている。

一方、ビル・キャッシュ議員ら保守党内の反欧州派は11月17日夜、与野党のEMU政策が一致してしまったため、次期国会会期中のEMU不参加を公約とし、労働党に水をあけるようメイジャー首相に強く迫った。

②政府予算案発表（1996年11月分）

ケネス・クラーク蔵相は11月26日、総選挙をにらんで政府保守党にとり重要な決め手となる予算案を発表した。蔵相は、低インフレを保ちながらの持続成長と、貿易収支改善を目標にかかげた上で、労働コストが低く、規制の緩やかな英国経済を欧州最強と自負した。

クラーク蔵相は、来年度の消費支出の伸びを4%と予測。基調インフレ率は2.5%で推移し、総輸出高は今年6%、来年度は7%伸びると予測した。これまでの政府の経済政策が功を奏して、外国企業の進出率では欧州連合(EU)1位、失業率も減り続けるなど、英国経済はきわめて良好な状態にあるとし、今年度の経済成長率を2.5%、来年度のそれを3.5%と予測した。

公共部門借入金(PSBR)は今年度265億ポンド、来年度には190億ポンド、1999年～2000年にはゼロと予測。引き続き公共支出を削減していき、来年度の国内総生産(GDP)に占める公共支出の割合は40%にとどまる見込み。97年にはEUの経済通貨同盟(EMU)に加盟する条件をクリアする見通しを明らかにした。

その他、予算案の主なポイントは以下のとおり。

●一般歳出

教育予算を8億3,000万ポンド増額。学校建物の維持費に5,000万ポンドの特別予算。高等教育の充実に向けて向こう2年間にわたり2億8,000万ポンドの追加予算をあてる。

③疎外される少数民族—商業活動の本流に取り組みを（1996年11月分）

大企業の行うマーケティングや広告は、しばしば少数民族を疎外しており、その結果、企業は年間 100 億ポンドといわれるエスニック・マイノリティー市場への足がかりを失っている—少数民族を対象にしたアンケート調査で、こんな事実が浮かび上がった。

少数民族は自分の民族が広告に登場しないため、英国社会での孤立感をさらに強めているという。洗濯洗剤パーシルのテレビ CM で、ダルマチア犬が黒い斑を落とそうとする場面を見て、黒人が不快を覚えたという例もある。

この調査は、少数民族の経済活動を振興するキャンペーン、「レース・フォー・オポチュニティー」の一環として行われた。

一方、少数民族はケロッグやキャドバリーなどの有名ブランドや、ブリティッシュテレコムなど「ブリティッシュ」を冠したブランド名に弱い傾向がある。これは彼らが英国社会に「受け入れられ、溶け込みたい」と願っていることの現れだという。また、少数民族の子弟は就職の際の人種的偏見を嫌って、会計、法律、医療関係など資格がものをいう職業に就くことが多い。「英国企業は雇用、マーケティング、購買など商業の本流部門で少数民族を取り込むよう努めるべき」と、キャンペーンを主導するボブ・アイリング会長は話す。

④ダブリン・サミット、通貨安定策で合意（1996年12月分）

12月13日から2日間にわたりアイルランドのダブリンで開催された欧州連合(EU)首脳会議は、最優先課題の通貨統合でドイツとフランスが歩み寄りを示し、単一通貨「ユーロ」の価値安定を図る財政安定協定の合意にこぎつけた。またこの機会にユーロ紙幣のデザインが公開され、経済通貨同盟(EMU)発足に向けて大きく前進した。

財政安定協定とは、ユーロの価値安定のために、財政赤字が国内総生産(GDP)の3%を超えた加盟国に制裁を加えるもの。「強いユーロ」のために厳しい制裁を求めるドイツと、政治的裁量の余地を残したいフランスなど他加盟国とが対立していた。が、最終的に双方が譲歩し、安定協定が合意された。

その他、会議ではユーロの法的規定ならびに、為替相場メカニズム(ERM)非参加国(イギリス、デンマーク)と参加国との間を調整する、1999年以降の新しいERMの創設について合意した。

最終日には、犯罪・テロ・麻薬対策および雇用対策に各国共同で取り組むことで合意した。

一方、メージャー首相とクラーク蔵相は会議で、「99年1月までにEMU参加条件を満たせる国は少なく、独仏が無理強いすればEUは崩壊する」と警告した。

⑤サウス・バンク再開発計画ーホームレス強制排除の可能性も（１９９７年１月分）

80年代初頭以来ホームレスの集中居住区となっている、ロンドンのウォータールー駅周辺の「段ボール街」が、再開発のために撤去されることになった。

特にホームレスの数が多い、同駅とテムズ川を繋ぐ地下道は、今秋中にはBDシアターへの通路となる見込みだが、居住者の多くは転居に非協力的であるため、強制排除の可能性もあるという。

再開発は、サウス・バンク地区の芸術村をより魅力的にすることを目的に、政府予算や宝くじ益、民間投資約2億ポンドを越す事業費を投入、8年計画で行われる。第一期計画に着手したガマー環境相は、計画について「フェスティバル・オブ・ブリテン以来の活況」を復活させるためだと説明する。

従来、地下道の利用者からはホームレスや犬についての苦情が多かった。また、同駅を起終点とする国際列車ユーロスターを運行させる「ロンドン・アンド・コンチネンタル社」は「乗客にとって良いことだ」と、計画を歓迎している。

一方、ホームレスのための慈善団体は、「強制排除の前に、彼らに何が必要なのかを調

⑥NHS病院限界に（１９９７年１月分）

年末からの厳寒による患者の激増に対応するため、全国のNHS(National Health Service)病院は手術の延期や病棟の閉鎖を余儀なくされており。各地の救急センターも限界に達していることが英国医師連盟(BMA)の調べでわかった。

ドレル保健相は昨年末に2,500万ポンドの追加予算を発表しているが、BMA側は問題の根源は慢性的な資金不足にあると主張。労働党は、来年度NHS予算の12億ポンド増額を公約しており、NHSが選挙の争点となることは必至だ。

BMAによれば、病院は4月まで患者を回さないよう家庭医(GP)に指示しており、GPは病院の救急科に直接行くよう患者に勧めているという。昨今のインフルエンザ大流行で、患者が激増したほか、職員の罹患で病院も手薄になっている。ロンドンのガイズ病院で病床不足のため心臓バイパス手術を4回もキャンセルされた老婦人が、ストレスがたたって死亡した1件は政治問題に発展している。

3 パリ事務所

(1) フランス

①家畜解体業者援助で新税導入（1996年11月分）

11月13日の閣議にヴァッスール農相から、「死んだ家畜の回収と処理並びに屠殺場に出る廃棄物（ヒトが消費する以外の部分）に関する」法案が提出され、採択された。「狂牛病危機により家畜の解体業界が見舞われている窮状に対処」するのが狙い。主な点は、家畜（体重40kg以上）の回収・処理と屠殺場の廃棄物処理のコストを賄うための新税の導入。屠殺場の全ての肉に対して1キロ当たり約10サンチームが課税され（トリ肉も含む）、税収は年間5億フランを見込む。

農場で死んだ家畜は、以前は75年の法律により、解体業者が無料で回収し、その一部（プロテイン、脂肪など）を利用することで回収コストに当てていたが、狂牛病危機により、政府は6月27日、死んだ家畜、屠殺場の廃棄物および反芻動物の中樞神経組織の利用を全面的に禁止し、これらの焼却処理を決定した。このため解体業界は「持ち出し」になるだけの死体回収を拒絶し、政府は自治体にコストの半分を負担するよう求めたが、自治体も財政難から対応を渋っていた。法案は緊急審議手続きにより11月28日に国会で審議される。政府は97年1月1日から実施したい意向である。

②日本とフランス、複数レベルでの定期会合を決める（1996年11月分）

シラク大統領と橋本首相は11月18日、「2000年に向けての20の行動」協定に調印した。仏大統領と日本の首相が少なくとも年に一度会談することが取り決められたと同時に、シラク大統領は、開放度が極めて低い日本のペンション・ファンド制度や2005年の万博（名古屋が候補）用に予定される高速道路建設における仏企業への開放などを求めた。NTTにブリティッシュ・テレコムやAT&Tが秋波を送っている状況で、通信部門に関しては、グローバル・ワン（フランス・テレコム、ドイツ・テレコム、米スプリントのコンソーシアム）にとって日本企業との連携が重要だとして、グローバル・ワンをアピール。農業部門で、フランスは仏産牛肉とリンゴの輸出許可に向けて趣意書の調印を求めている。

なお、フランスは、日本が国連安全保障理事会の常任理事国となることについて、改めてこれを支援した。

③ドゥブレ法案、下院を通過（1997年12月分）

国民議会は2月27日、外国人の入国と滞在に関する法案（ドゥブレ法案）を賛成113票、反対61票で可決した（第2読会）。

知識人等の大々的な反対署名運動の引き金となった、仏入国ビザの要る国から入国する外国人の宿泊証明（受け入れ証明）にかかわる部分について、同証明書の交付の管轄を現在の市町村長から知事（官選）に移行すると同時に、引受者が外国人の出立を当局に届ける義務が削除され、外国人本人が出国の際に宿泊証明書を国境警察に返還すると規定されている（マゾー法務委員長による修正案）。

宿泊証明に関する新制度では、各県庁が短期滞在外国人データ・ベースを構築することが認められることになる。居住者による宿泊引受証明を得て3ヶ月短期ビザで入国した外国人に関する情報がコンピューターに管理される。

また、下院第1読会で政府原案から、フランスに15年以上滞在する不在滞在者に一時(1年)滞在許可証を交付するという条項が削除されていたが、差し戻し審議で復活した。

この他の外国人滞を取締強化に関する主なポイントは、

- ・警察は不法滞在者のパスポートを取り上げ保管できる(強制送還をさけるため出身国がわからないようパスポートを捨てる者が多いため)。
- ・フランス滞在を求めるEU域以外外国人の指紋押捺義務化。
- ・現在10年の滞在許可証は自動的に更新されているが、今後は当人が「公序良俗に対する脅威」で無いことが条件となる、などである。

④都市の「免税地区」制度、1月1日から実施(1997年1月分)

都市部の問題地区の復興を狙いとする企業に対する免税措置が97年1月1日に実施となった。完全な免税地区は全国で44地区を数え、当該地区のある市では、特に年が明けてから問い合わせの電話が殺到している。ニースでは、建設資材業者ポリエットが免税地区進出企業として第1号の名乗りを上げた。40人を新規雇用するが、この大半が免税地区「アリアンヌ」地区の居住者である。

「免税地区」は、96年1月に発表された「都市活性化協定」の枠内で決まった措置である。「免税」は地区の荒廃の度合いにより段階があるが、最も問題がある地区では、既存、新設を問わず全ての手工業者、商店、従業員50人以下の会社に5年間にわたり法人税、事業税、建物の建っている土地の土地税、社会保障負担が免除される。不動産の譲渡などに関しても特典があり、危険を覚悟すればまさに「税金天国」である。従業員3人以上の会社または商店の場合は、全従業員の20%が免税地区の居住者であるという条件がつく。

⑤文化省、芸術品の輸出制限の構え(1997年1月分)

フランスでは、芸術品の国外持ち出し(売却)は92年12月のラング法によっているが、ドゥスト・ブラジ文化相は、芸術品の国外持ち出しを大幅に制限したい考えで、そのための法案提出は時間的问题とされる。現在、国外持ち出し禁止の対象となる国の文化財に指定された芸術品を別として、大した価値のない文化財は持ち出しが自由だが、指定文化財ほどでなくとも国家的価値があると判断されるものには「持ち出し許可証」が要る。稀にこの許可証は拒否されるが、その場合も持ち出し禁止期間は3年間が限度で、3年経った時点で国は、1)美術館が買う 2)国の文化財に指定する 3)国外持ち出しを許可するという3つの選択肢から一つを選ばなければならない。ラング法成立からの3年間で出された持ち出し許可申請は1万1000で、拒否されたのは39。予算緊縮の折りから美術館には資金的余裕がないので、国から出したいくないものは、国の文化財に指定するのが残された道だが、※「オヴェールの庭事件」が判例となった今では簡単に文化財指定はできない。芸術品の国際移動観測所の所長は、この判例ができた時点でラング法は崩壊したと言っている。「持ち出し許可証」の発行は何度でも拒否できるとする点が新法案の主な対処法である。

※「オヴェールの庭事件」

ゴッホの「オヴェールの庭」が国の文化財に指定され国外持ち出しが禁止されたことで競売での売値が低くついたとして、元の所有者が国を提訴、裁判では訴えを認め、文化財指定で値打ちが下がったと主張された分1億4500万フランの支払いを国に命じた。

⑥首都圏の大気汚染、ピークの日は乗用車の通行半減規制（1997年1月号）

E U域内でも特にアテネ市の大気汚染頻発は有名だが、1月に入りリヨン、マルセイユ、ストラスブルク、ルーアン、ル・アーブルなどフランスの諸都市でも急速に汚染が進行している。1月16日にはリヨン市で自動車の交通規制が実施されたが、これは仏国内では初めてのケースである。

また、3月11日には国会で、首都圏の大気汚染対策にジュペ首相のゴーサインが下りたことを受けて、ルパージュ環境相から、汚染ピーク時の乗用車の通行制限という画期的措置が発表された。対策の柱は、自動車の奇数車と偶数車の相互走行禁止で、汚染度が欧州基準で最高の「3」に達した日には、パリならびに地下鉄が通っている隣接コミューンで、ナンバープレートの最初の数字が奇数の乗用車は奇数日のみ、偶数の車は偶数日のみ走行が許可されることになる。路線バス、タクシー、救急車や医師、営業車、GPL自動車、電気自動車は対象外で、また乗用車でも1台の車に3人以上相乗りする場合も規制の対象外となる。該当地区では、この間公共機関は無料となる。3月11日にはパリの汚染度は「3」に至らなかった。

フランスでは96年12月30日に採択された大気に関する法律の16条で、大気汚染が深刻なときには車の通行量を制限できることを定めており、ルパージュ環境相はこの条項が「すぐにも適用されうる」ことを強調しつつ、汚染のひどい地域の県知事に対して大気汚染のレベルが最高に達したときには早急に対策を取るべきであると促していた。

(2) イタリア

①ユーロ税、修正を得て再提出される（1996年11月分）

イタリア政府は11月29日、通貨統合への参加に必要な経済基準を達成するための目的税「欧州税」の導入に関する法案を修正のうえ、議会に再提出した。原案から修正された箇所は、非課税枠に関する部分だ。原案では、非課税枠は独立自営業の場合、年間の所得額1000万リラ以下、給与所得者の場合は年間2300万リラ以下と定められていたが、修正案では独立自営業が1720万リラ、給与所得者が2350万リラへとそれぞれ引き上げられた。

連立与党内では、ディーニ外相（イタリア新生党）から、独立自営業と給与所得者で非課税枠が違うのは不公平だとの意見が出されたため、協議のうえ、修正案が策定された。修正の結果、「欧州税」による税収の増加分は、当初予測の12兆5000億リラから、5兆5000億リラへと低下する見込みだ。

②脱税額、年間250兆リラに（1996年12月分）

イタリアの税務当局が12月3日に発表した調査報告によると、脱税などによる税収欠損は年間250兆リラに達する模様。これは、付加価値税の徴収状況に関して、1991年から93年までの3年間に実施した調査の結果、判明したもの。調査によると、付加価値税の脱税分は約51兆リラに及んでいた。これを基に試算したところ、直接税ならびに社会保障拠出金の脱税分は180兆リラ、固定資産税の脱税分は23兆リラに及ぶとの結果が出た。

③1997年度予算、可決成立（1996年12月分）

イタリア下院は12月22日、1997年度予算案を可決し、同予算は正式に成立した。通貨統合に発足時から参加することを目指し、財政赤字の大幅な圧縮を優先課題とした緊縮型予算となった。財政赤字を62兆5000億リラ減少させて、同赤字の対GDP比率を3%以下に抑え込むことが目標で、そのために「ユーロ税」を導入した。ユーロ税による増収分は12兆5000億リラに及ぶ見込みである。その一方で、年金制度や健康保険制度の改革は、現政権に閣外協力する共産党再建派（旧共産党左派）の強い反対で実現しなかった。

(3) スイス

①労働基準法改正めぐり論議（1996年11月分）

今春スイス議会が採択した労働基準法の改正案をめぐり論争が起きている（現行の法律は1964年制定）。新たな労働基準法は一方でスイス経済の減速を考慮し、また他方では男女平等の原則を具体化する意味で、夜間労働に関する規制緩和の導入などを盛り込んだもののだが、その後反対派からの国民投票請求が通り、12月1日にあらためて投票が予定されている。政府は当初改正案を支持していたが、国民投票実施が決まった後、議会が採択した改正案を支持しない方針を決めるという例外的な事態となっている。

②移民制限強化、国民投票で可決される（１９９６年１２月分）

スイスで１２月１日、不法な移民労働者の取締強化の是非を問う国民投票が行われた。同日夜の非公式発表によると、取締強化案に反対投票した人は５３．６％に達し、同案は否決された。同案は右翼政党のＵＤＣが提出したもので、難民申請の受け入れ手続きを厳格化し、難民の数を減少させるのが狙いである。ＵＤＣでは、賛成票を投じた人が５割近くに迫ったのは、政府の難民政策に対する不満の現れであるとのコメントを発表している。一方、ＵＤＣを除くすべての政党は同案に反対していた。なお、スイスではこのところ、国民投票で欧州連合への加盟拒否など、閉鎖的な国民の判断が示されるケースが続いていた。

なお、同日には労働法の規制緩和に関する国民投票も実施されたが、こちらも反対多数で否決された。失業率が４．８％と過去２年来で最悪の水準に達する中で、雇用の確保と引きかえに、夜勤手当の削減を認めるなどの内容だった。工業、流通などの使用者団体は、規制緩和の実現に向けて強力なロビー活動を展開していた。

（４）ベルギー

①雇用促進策などを閣議決定（１９９６年１２月分）

ベルギー政府は、１２月２０日に開かれた今年最後の閣議で、暫定的な緊急措置として、健康保険支出を６か月で１００億ベルギーフラン削減するための方策を採択した。これによると、１２月３１日から病院や往診での診察料が凍結されるほか、看護婦や運動療法士などへの手当が３％削減される。政府は今後、医療支出が増加傾向にあることから、暫定措置に取って代わる構造的な改革に取り組む。

政府はまた、雇用対策として、ディルーポ副首相（経済相）が提案していたＳＥＳ（追加雇用補助金）、さらにはファンデラノット内相が提案していた「時短あるいはリストラを実施する企業の社会保障負担削減」策を実施することを決定した。ＳＥＳは、企業内で実際に増加した雇用数に応じて、企業の社会保障負担を軽減するというもので、雇用者の社会保障負担の軽減と追加雇用を直接結び付けることを主眼としている。

このほか中小企業を対象とした「＋２、＋３プラン」が採択されている。同プランでは、２人目の新規雇用に際し、雇用者の社会保障負担は１年目に７５％、２年目に５０％、３年目に２５％軽減される。また、３人目の新規雇用では、１年目に５０％、２年目に２５％の社会保障負担が軽減される。

(5) スペイン

① IMF、スペインの財政健全化努力を評価（1996年12月分）

国際通貨基金（IMF）は12月17日、スペイン経済に関する報告書を公表した。この中でIMFは、政府が超緊縮型の1997年度予算を厳密に遂行すれば、スペインは1997年中にマーストリヒト条約が定めた経済基準を達成でき、通貨統合に初期段階から参加することができる」と指摘している。インフレ率も、1997年通年で3%を大きく下回る。

ただ、IMFは、「さまざまな追加の措置を講じない場合、財政赤字がGDPの3%を越える恐れもある」と指摘しており、地方政府と中央政府の間で、財政安定化の協定を結び、財政赤字の抑制に共同歩調をとるよう提唱している。また、EU域内で最も高い失業率を引き下げるため、労働規制の緩和を進めるよう求めている。

② 政府、民営化に本腰（1996年12月分）

スペイン政府は1997年に大規模な民営化計画を予定している。96年5月に政権を獲得したアスナール首相（国民党）が掲げた主要課題の一つが民営化の推進だった。通貨統合への参加を最優先課題として、財政健全化を進めるアスナール政権にとって民営化は重要な切り札である。2月には、テレフォニカに国が保有する最後の株式（資本の21%に相当）が売却される予定だが、同社株は過去1年間で80%上昇しており、売却分の評価額は約5990億ペセタに上る。この額は、スペイン政府が97年通年で目標としている民営化収入を30%程度上回っている。このほか、政府はレプソル（エネルギー）の最後の保有株式（10%）、レテビジョン（第2の通信会社）の60～80%程度の株式の売却などを予定している。政府は民営化収入を公的債務減らしと公共事業（新幹線建設など）に充当する意向である。

(6) ポルトガル

① 首相、通貨統合への参加に重ねて意欲（1997年1月分）

ポルトガルのグテレス首相は1月7日、単一通貨「ユーロ」導入にポルトガルが参加することは、ユーロにとってマイナスにはならないと強調し、通貨統合への参加に対する意欲を重ねて表明した。首相は、エスクードが欧州通貨制度（EMS）の中でも最も安定した通貨の一つだと指摘した。先にオランダのザルム蔵相がポルトガルの国内紙とのインタビューに答えて、単一通貨導入の第一グループは「少数の統一性のある国々」で構成されるべきだと語り、具体的に、「ドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、アイルランド、場合によってはオーストリア」と国名を挙げていたが、今回の首相の声明は、この発言に反論するものである。

(7) 欧州連合関係

① EU首脳会議で安定協定めぐり合意（1996年12月分）

12月13日から14日にかけてダブリンで開催されたEU首脳会議で、ユーロの安定化実現を目的とする安定協定に合意が締結され、これで通貨統合発足に関する政治的な最後の障害が取り除かれた。安定協定は単一通貨ユーロの価値を安定させるため、通貨統合参加国の財政政策に厳密な枠組みを課し、財政赤字がGDPの3%を超えた国には制裁を加えることを規定したもののだが、リセッションなどの理由で制裁の行使が免除されるケースの条件設定について、特に独仏間でスタンスの食い違いが見られたため、合意形成が危ぶまれていた。しかし、コール独首相とシラク仏大統領は通貨統合実現プロセスのペースを維持するため今回の首脳会議で相違点を克服し、明確かつ具体的な成果をあげる意志を押し出し、妥協に到達した。

今回の会議で安定協定は、財政安定化それ自体が目的ではないとの考えに基づくフランスの提案に応じて「安定と成長の協定」と改称されており、通貨統合実現に関して調印された3つの合意文書の1つとなっている。

第1の合意は、1999年1月1日から通貨統合に参加が認められた国においてユーロが正式な通貨として採択されることを法的に規定し、ユーロにとってかわられる通貨やECUとの継続性を保証している。

第2の合意は、ユーロ圏と通貨統合非参加国の間の調整を行う新たな欧州通貨制度の設立を取り決めている。

第3の合意が安定協定であるが、焦点となる制裁とその免除についてはドイツ側が譲歩した形で比較的柔軟な対応案が取り入れられた。通貨統合参加国の財政赤字がGDP比で3%を超えた場合、欧州委員会がこれを報告し、EU閣僚理事会が赤字圧縮を求める警告を発し、それでも赤字が3%の基準を超え続けた場合、欧州委が制裁発動のイニシアティブをとる。制裁規模は財政赤字が基準をオーバーした度合いに応じてGDPの0.2～0.5%の範囲となる。ただ、該当国が厳しいリセッションに見舞われている場合、これを免除されることになり、今回の合意によりリセッションの度合いに関する判断に微妙な基準が導入された。経済のマイナス成長率が2%を上回る場合、自動的に制裁を免除されることは元来ワイゲル独蔵相が主張していた提案にも含まれていたが、本合意では0.75%から2%の間でも該当国が「例外的状況」を理由に免除を請求すれば、EU閣僚理事会がケースバイケースで、多数決制により判断を下すことになる。また、0%から0.75%の場合は、原則として免除は認められないものの、ここでもやはり制裁は自動的ではなく閣僚理事会に最終的な判断が委ねられる。経済成長がプラスの場合では制裁は自動的に下されることになる。

強いマルクを放棄するかわりに厳密な条件に基づく財政の運営でユーロを安定化させられることを国民に説得する必要があるドイツと、通貨統合が単なるテクノクラシーの産物ではなく政治的判断を加味して運営されるべきものである点を国民に納得させたいフランスの、双方の主張をとりいれたこの妥協案により、単一通貨導入実現の展望が大きく開かれた。

なお、今回の首脳会議では、マーストリヒト条約の見直しによるEU制度の改正をめぐる協議を97年6月のアムステルダムEU首脳会議で完了させることが確認された他、「欧州の社会モデル」構想が明確に打ち出され、労働者の保護や人的資源への投資が強調された。

4 シンガポール事務所

(1) シンガポール

① シンガポールの対日関係（1996年11月分）

11月1日及び2日の両日、シンガポールにおいて日本・シンガポールシンポジウムが開催された。このなかで両国は、教育面や文化面での人的交流の促進、第三国に対する技術援助での協力に合意した。「日本・シンガポール行動協議事項」(“Japan-Singapore Action Agenda”)において、両国はこれを掛け橋建設(“Bridge-building”)のためのステップの一つであるとしている。

シンガポールの対日外交をみると、1995年にはゴー・チョクトンが大阪で開催されたAPEC首脳会議に参加したのをはじめ、リー・クワンユー上級相、ジャヤクマール外相といった主要閣僚が訪日しているが、このシンポジウムで、ゴー首相は日本の政治的リーダーとの個人的な関係が他の国とのそれに比べ弱かったと述べ、これを改めていきたいと日本側参加者に述べている。

また、シンガポールにとって、日本への1995年の輸出額は、マレーシア、米国、香港に次いで第4位。同年のシンガポールの総輸出額は1,675億1,470万Sドルであるが、そのうち対日輸出額は130億6,620万Sドルと、全体の7.8%を占める。また、シンガポールにとって日本は1番の輸入相手国であり、輸入総額1,763億1,350万Sドルのうち日本からの輸入額は372億8,840万Sドルと、全体の21.1%を占める。輸出入総額では、日本はマレーシア、米国に次いで第3位である。貿易物品をみると、日本へは、石油製品、通信機器、オフィス機器、電気電子製品、産業機器、飲料などが主に輸出され、日本からは、電気電子製品、通信機器、産業機器、鉄鋼製品、乗用車が主な輸入品である。

製造業に対する外国からの投資額については、日本は1990年以降米国に次いで常に第2位を保っている。1995年の外国からの投資総額は約68億Sドル、そのうち日本からの投資額は16.9%を占める約11億5千万Sドルである。

また、1995年1年間にシンガポールを訪れた観光客は約714万人であるが、そのうち16.5%にあたる約118万人が日本人観光客である。

シンガポール国内での日本人の進出状況をみると、在留法人数は24,003人（1995年10月現在）、日本人会には1996年9月現在で4,258人の個人会員（家族を含めると10,948人）、1,056人の法人会員が入会している。日本人学校は小学校及び中学校が各々1校ずつ、児童・生徒数は小学校2,125人（54学級）、中学校674人（18学級）の計2,799人である。

在星の日系企業数は2,571社（1994年12月現在、JETRO調べ）、日本商工会議所会員数は813社（1996年1月現在）を数える。

今回のシンポジウムは、シンガポールと日本がアジア・太平洋地域の未来に関して共通のビジョンを分かち合うとともに、多方面におけるお互いの協力関係をさらに強化することをうたい終了した。

（11月3日付けストレイツ・タイムズ、SINGAPORE 1996他より）

② 1996年の経済成長率(1997年2月分)

シンガポール商工省(MTI、Ministry of Trade and Industry)は2月18日、1996年のシンガポールの経済成長率(GDP比)が7.0%であったと発表した。過去の成長率と比べると、1994年は10.1%、1995年は8.8%であり、昨年に引き続く成長率の低下となる。

これを産業別に見ると、建設業が1995年の8.5%から18.4%と大幅な伸びを見せ、シンガポールの基幹産業である金融・サービス業も7.6%から8.2%に伸び率が上昇したのに対し、金融・サービス業に次ぐ主要産業である製造業が、世界的な電子産業の不調により10.0%から3.4%と低下した。また、商業が9.0%から6.0%、運輸・通信が10.8%から8.1%へとそれぞれ成長率を落としている。

製造業の成長率低下のため、製造業における人件費の比率は、96年は過去3年間の減少から3%の増加に転じた。また、シンガポール経済の生産性の上昇率も95年の3.6%から96年は0.7%に低下している。この数字はこの10年間で最低のものである。しかしながら商工省はこれを一時的なものと位置付けている。生産性の低下の一因は昨年1年で10万1千の新たな雇用が産み出されたことにもあるが、「企業は電子産業の周期的な回復を予想しており、従業員の解雇には消極的である。この生産性の低下は予想されていたものであり、重要なのは長期的な動向である。」と商工省は述べている。

商工省は96年の成長率を「この3年間の実力以上の成長から一息つくしばしの休息である。」とし、「今年中に経済は回復に向かう。」と予想している。

プラス要因としては、インフレ率が1.7%から1.4%に低下していることが挙げられる。また投資総額(約定ベース)も昨年の約68億シンガポール・ドル(以下「Sドル」という。1Sドル=約85円、1997年2月末現在)から81億Sドルへと16.0%の伸びを示している。短期的な動向を見ても、製造業の不調から96年第3四半期には3.3%だった成長率も、第4四半期には金融、建設業等に支えられ5.8%に回復している。

商工省では1997年のシンガポール経済の成長率を5%から7%と予想しているが、アナリストの多くはこの第4四半期の成長率を受け、97年の予測成長率を上方修正している。ある大手アナリスト事務所は予測成長率を当初の6.2%から7.5%に修正した。しかしながら同事務所は併せて、「金融部門の堅調な実績は心強いが、この予測は為替取引が今年並みに活発であることを前提としている。」と述べている。

(2月19日付けストレイツ・タイムズ他より。)

GDP における産業別成長率及び構成比

産業種別	成長率(%)		構成比(%)	
	1995 年	1996 年	1995 年	1996 年
全 体	8.8	7.0	(100.0)	(100.0)
金融・サービス業	7.6	8.2	26.9	30.5
製造業	10.0	3.4	24.9	26.1
商業	9.0	6.0	18.6	18.6
通信・運搬	10.8	8.1	11.1	11.1
建設業	8.5	18.4	6.7	7.9
その他	—	—	11.8	5.8
インフレ率	1.7	1.4		
生産性	3.6	0.7		
投資総額（約定ベース）	68 億 S ドル	81 億 S ドル		

(2) マレーシア

① 政府、移民法改正案を上程、不法就労外国人の雇用者等も厳罰を適用

(1996年12月分)

マレーシア政府は、不法外国人労働者の雇用主や斡旋業者に対する鞭打ち刑を含む厳罰措置を規定した移民法改正案を国会に上程した。今回の改正は、不法外国人労働者の増大に伴って増加している各種犯罪、現地女性との偽装結婚、エイズ等の伝染病の流行等の社会問題に対処するため、現行法を強化するもので、不法外国人労働者の流入に歯止めをかけることを狙っている。

マレーシアは高度経済成長に加え、プトラジャヤ新行政首都建設やセパン新空港の建設など大規模プロジェクトが進行中で、近年、深刻な労働者不足に直面している。さらに、マレーシア人の教育水準の向上に伴って、建設業や農林業、製造業、レストランなど飲食サービス業といった肉体労働系の職種が敬遠される傾向が強まっている。こうしたなか、現在、外国人労働者の数は年々増加し、推定で約175万人に及んでおり、このうち100万人程度が不法労働者と見られている。

不法労働者が増加する原因には、外国人労働者の入国申請に数カ月を要するという手続き上の煩雑さのほか、大量の外国人労働者を必要としている飲食サービス業に対して、政府が外国人の雇用をほとんど認めていないことや、外国人労働者の不法入国の斡旋を行っているシンジケートを通じた場合、雇用企業の採用担当者が外国人1人あたり1000リンギ（1リンギ約46円）の報酬を受け取ることができるシステムになっていることなどが指摘されている。

これに対し、マレーシア政府は、必要とされる労働力を確保しつつ、不法外国人労働者を減少させるため、マレーシア人と結婚した外国人に就労を認める制度を導入したり、不法移民収容所に収容されている不法外国人労働者に労働許可証を与える等の措置をとってきたが、シンジケートに制度を不正利用されるなどして、効果を上げていなかった。こうした現状に対し、10月、マハティール首相を議長とする国家安全保障評議会は、移民法を改正し、違法外国人労働者やシンジケート等の関係者に対して厳罰を課すことを決定し、今回の法改正となった。

改正法案では、不法外国人労働者のみならず、その入国、雇用に直接的、間接的に関わった者に対する広範な罰則措置を盛り込んでおり、雇用主に対しては不法労働者1人につき1万～5万リンギの罰金、外国人を違法に入国させた者には5万リンギの罰金又は2年以上5年以下の禁固刑のほか、6回の鞭打ち刑がありうることを規定。さらに、不法外国人を移送した船舶、航空機等の船長、機長等に対しても、強制送還の際に無料でこれを行うよう規定している。

政府では改正法案承認後の97年1月から、警察、入国管理局に予備兵団が加わって、不法外国人労働者の一掃運動と不法入国取り締まりを全国規模で行うことを予定している。

(ニューストレーツタイムズ 10月9日、19日、12月10日付ほかより)

②日本とマレーシア、貿易収支是正のため特別委員会を設置（１９９７年２月分）

日本とマレーシアは、日本の黒字が続いている貿易収支の是正策を探る特別委員会を設置した。この委員会の設置は、１月に橋本首相がマレーシアを訪問し、マハティール首相と会談した際、合意されていたもので、日本の通産省とマレーシアの国際貿易産業省が中心となって、貿易収支不均衡の解決策を研究することになっている。

戦後の日本とマレーシアの関係を見ると、１９６０年代前半までは、活発な交流関係はなかったが、６６年に日本政府がマレーシア政府の第１次５カ年計画に対して有償資金協力を行ってから接近が始まり、さらに８１年にマハティール首相が高度成長を達成した日本の経済政策、労働・ビジネス倫理、企業制度の修得を推進する「ルック・イースト政策」を提唱して以来、急速に関係が緊密化してきた。

経済面では、マレーシアにとって、日本は主要な貿易相手国であり、１９９５年の統計では、マレーシアからの輸出額は、米国、シンガポールに続いて第３位、マレーシアへの輸入額では、第１位となっているほか、輸出入総額でも第１位となっている。マレーシアから日本への主な輸出品は、機械類（事務用機器、テレビ等）、木材、液化天然ガス、原油、合板等が中心であり、日本からマレーシアへは半導体素子、重電機器等の機械類、鉄鋼、自動車、自動車部品、プラスチック等が輸出されている。

さらに、貿易だけではなく、日本からマレーシアへの外国投資も増大しており、１月にマレーシア工業開発庁から発表された「９６年製造業動向レポート」によると、９６年の各国からのマレーシアへの投資のうち、日本からの投資は申請件数、申請額ともトップで、電気・電子製品と化学・化学製品の２部門を中心に、投資額ベースでは全体の１０．６％に相当する４４億リンギ（約２２００億円）を記録している。

こうした貿易、投資等、経済面での関係拡大に伴って、マレーシアの日系企業数も増加し、９５年３月現在で１，０７０社が支店、事務所等を置き、日本人駐在員数も９５年には１万３６６人に達している。

経済・貿易面だけでなく、技術交流、教育・文化交流も積極的に行われ、両国は良好な友好関係を維持しているが、一方で、マレーシアが抱える対日貿易赤字の解消などが両国間の課題となっている。

９５年の貿易収支を見ると、マレーシアからの輸出額が２３４億４９００万リンギ（約９１５９億円・９５年の平均レート１リンギ＝３９．０７円）となっているのに対し、輸入額は５３０億８８８０万リンギ（約２兆７４２億円）と大幅な赤字となっているが、この額はマレーシア全体の貿易赤字額の３割以上を占めており、貿易赤字の解消を重要な政策課題とするマレーシアにとって、対日貿易赤字の解消は急務と考えられてきた。しかし、日本側はアセアンレベルでのみこの問題を取扱い、両国間での話し合いには応じてこなかった。今回の特別委員会の設置は、両国間での問題解決に向けてのはじめての試みで、近日中に第１回の会合を行い、年内には貿易収支是正のアプローチ、方策を両国政府に提言することとしている。

（ストレーツタイムズ９７年２月５日号、「もっと知りたいマレーシア」ほか参照）

(3) インドネシア

①インドネシアの国家財政（1996年11月分）

インドネシアでは、1997年度の政府予算案発表の時期が近づきつつある。同国の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までであり、毎年1月、大統領が翌年度の政府予算案を国会に上程することになっている。1997年は総選挙の年であり、これが政府予算案にどのように反映されるのか興味を持たれるところである。

1993年度の政府決算（以下同じ）をみると、同国の歳入決算総額は62,652+億ルピア（1ルピア=約0.05円、約3兆1300億円）、歳出決算総額は64,460+億ルピア（約3兆2200億円）となっている。

歳入には「一般歳入」と「開発歳入（外国からの援助）」がある。このうち一般歳入がその大部分（約83%）を占めている。

一般歳入は「石油・ガス歳入」と「石油・ガス以外の歳入」に分

（単位：10億ルピア）

	80/81	85/86	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94
歳入総額	11,721	22,824	38,169	49,451	51,994	58,168	62,652
一般歳入 （全体に占める割合）	10,227 (87.25)	19,252 (84.35)	28,740 (75.30)	39,546 (79.97)	41,585 (79.98)	47,452 (81.58)	52,280 (83.45)
石油・ガス歳入	7,020	11,144	11,252	17,712	15,039	15,330	12,508
石油・ガス以外の歳入	3,207	8,108	17,488	21,834	26,546	32,122	39,772
所得税	1,112	2,313	5,488	6,755	9,580	11,913	15,273
付加価値税・奢侈税	461	2,327	5,837	7,463	8,926	10,714	12,282
その他	1,634	3,468	6,163	7,616	8,040	9,495	12,217
開発歳入 （全体に占める割合）	1,494 (12.75)	3,572 (15.65)	9,429 (24.70)	9,905 (20.03)	10,409 (20.02)	10,716 (18.42)	10,372 (16.55)
援助プロジェクト	1,430	3,503	8,422	8,508	8,846	10,204	9,931
援助プログラム	64	69	1,007	1,397	1,563	512	441

に伴う国家歳入全体（＝石油・ガス以外の歳入）が伸びてきていることに起因しているものと考えられる。現在、「石油・ガス歳入」の全体に占める割合は約20%（12,508+億ルピア）となっている。

石油・ガス以外の歳入は、「所得税」「付加価値税・奢侈税」「関税」「物品税」「土地・建物税」「税外歳入」「他の石油歳入」などからなっている。石油・ガス以外の歳入の多くは「所得税」及び「付加価値税・奢侈税」で占められている。国家歳入全体に占める所得税及び付加価値税・奢侈税の割合は、各々約24%（15,273+億ルピア）、20%（12,282+億ルピア）となっている。このうち、所得税については、近年着実にその割合が増加してきている。なお、所得税率は、個人・法人とも年間の課税所得額に応じて、10%、15%、30%の3段階に分かれている。

一般歳入以外の開発歳入（外国からの援助）は、「援助プロジェクト」と「援助プログラム」に分かれているが、その大部分（約96%）は「援助プロジェクト」となっている。

【出典】 STATISTICAL YEARBOOK OF INDONESIA 1994（インドネシア統計局） INDONESIA 1996 AN OFFICIAL HANDBOOK（インドネシア情報館） アジア・中東動向年報1983、1984、1987（アジア経済研究所） インドネシア・ハンドブック（ジャカルタ・ジャパン・クラブ）

②インドネシアの公務員（１９９６年１２月分）

インドネシアの公務員制度は、１９７４年制定の「公務員の基本についての法律」（法律第８号）に基づいて定められている。

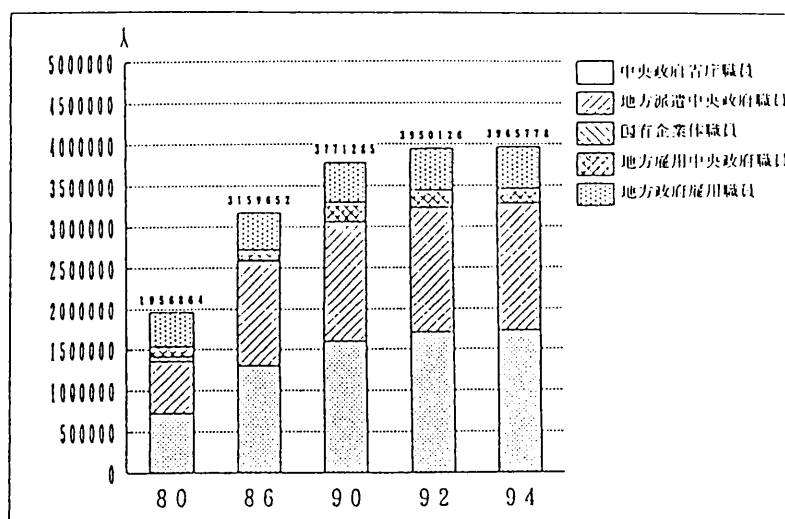
同国の公務員には「文官」と「武官」があり、このうち文官については、「中央政府文官」「地方政府文官」「その他で定める文官」の３種類に区分されている。

文官公務員の種類と人員数の推移を示したのが図１である。

１９８０年には約１９６万人であった文官の総数は、１９８６年には約３１６万人、最近の統計によると約３９７万人（１９９４年３月現在）となっている。総人口に占める文官の割合は、１９８０年の約１．３％（総人口は１９８０年国勢調査結果を採用）から、１９９４年には約２．１％（総人口は１９９４年推定人口を採用）になっている。

図１のうち、地方派遣中央政府職員は中央政府省庁雇用の形を取りながら、州や県などに勤務する中央政府文官、地方雇用中央政府職員は、州や県などが雇用している中央政府文官である。地方政府雇用職員は、地方雇用中央政府職員以外の者で、州や県などが直接雇用している文官である。なお、「国有企業体」の文官数については、１９９３年から統計に計上されなくなっており、詳細は不明である。

図１：文官公務員の種類と人員数の推移（単位：人）



この１５年間で文官公務員の総数は約２００万人増加したが、その大部分が中央政府文官である。中でも「中央政府省庁文官（８０年：７３万、９４年：１７１万人）」「地方派遣中央政府職員（８０年：６２万人、９４年：１５６万人）」の増加が顕著である。一方、地方自治体文官の数は伸びてはならず、文官公務員数全体に占める割合は低下（８０年：２１．２％、９４年：１２．５％）している。

文官公務員の総数約３９７万人のうち、首都のあるジャカルタ特定特別州内で勤務しているのは、約３７万人（文官公務員全体の９．４％）であり、残りは各州に分散している。

文官公務員の等級は４種類（Ⅰ～Ⅳ等級）に分かれており、各等級は４～５つの号（Ⅰ～Ⅲ等級：Ａ～Ｄ号、Ⅳ等級：Ａ～Ｅ号）からなっている。等級と号は、基本的に「学歴」と「勤務評定」に基づいて決定されるといわれている。

「武官」については、その総員数しか公表されていないようであり、詳細は不明である。

１９９４年度における武官総数は約４５万人（陸軍：約２２万人 海軍：約４万人 空軍：約２万人 警察：約１７万人）となっている。

(4) タイ

①地方自治体、地方行政をめぐる最近の動き（1997年2月分）

バンコク都議会の議長を含む一部の議員が、このほどバンコク都知事（Governor）の権限を拡大するとともに、国のバンコク都に対する補助金を増やすこと、また、国家機関の一部を都外へ移転することなどを国（内務省）に要望した。また、チャワリット首相も、包括的な官僚制改革の一環として、中央省庁の意思決定権をもっと地方自治体に委譲すべきである、と語った。

1月9日、バンコク都議会のサラヴィッチ・プリチャブット議長を含む都議会議員10名はサノ内相を訪ね、バンコク都知事の統治権限やバンコク都の業務を規定しているバンコク都行政組織法（Bangkok Metropolitan Administration Act 1985）など関連法規の改正について内相の協力を要請した。

スーザン・ナシーソン副議長によると、バンコク都知事は多くの義務を負っているが、その責任を効率的に遂行する権限を持っていない、という。その例として、都知事は消防について責任を負っているが、首都警察消防部（Police Fire Brigade）へ命令する権限を持っていない。同じように、交通（traffic）について責任を負っているが、首都警察交通部（Traffic Police）へ命令する権限を持っていない、という。世界の他の大都市では市長（lord mayor）に権限を与えているのと同じように、都知事にも権限を与えるべきである、という。水道や電気の供給といったような基本的な公共事業に関する問題を都知事が十分に処理することができるようにするためには、それらの機関はバンコク都の権限下に置くべきである。同時に、現在、都内にあるタバコ専売公社（大蔵省の管轄にある国営企業）や競馬場といったような一部の国家機関や軍事施設は都外に移転すべきである、と語った。また、政府の補助金に関しては、バンコク都は600～700万もの都民がおり、国家の税収の80%はバンコクで徴収されているにもかかわらず、国家予算のわずか3%しか補助金の交付を受けていない、と指摘、補助金の増額を要望している。

タイの警察は、日本の自治体警察のような機構はなく、内務省の内部組織である、タイ王国警察局（The Royal Thai Police Department）が所掌しており、警察官の数は長官以下約18万人にも及ぶ。バンコクには首都警察局が置かれ、交通部、消防部、少年対策課などの部・課が設置され、バンコクの治安維持、犯罪予防などを担当している。バンコクの水道供給や電力の供給に関しては、どちらも内務省の管轄する国営企業である首都圏水道公社と首都圏電力公社がそれぞれ担当している。このように、これらの機関はいずれも内務省の管轄下にあり、最高責任者は内務大臣であって、都知事ではない。

一方、バンコク都行政組織法では、都市計画や公共施設の建設管理、交通対策、公共交通機関の提供、スラムの改善、住宅管理、環境保護、保健衛生、医療の提供、初等教育の実施、インフラ整備、職業訓練など、都が行わなければならない27項目に及ぶ広範な任務を規定している。都の行政は、タイで唯一、公選による知事が最高責任者として執行している。1994年度（1993年9月～1994年10月）におけるバンコク都の予算額は、155億352万バーツ（現在1バーツは約4.7円、1997年2月末現在）であり、そのうちの約83%は地方税による収入であった。さらに地方税収入のうち、約78%政府配分、残りが独自徴収分となっている。

続く1月18日には、チャワリット首相が、包括的な官僚制改革の一環として、14の中央

省庁はその意思決定権のほとんどをタムボン自治体のような地方自治体に委譲すべきである、と述べた。首相によれば、この構想は、首相がかつてチュワン政権時に内相を務めていた時に考えていたものであったが、当時はどの省庁も権限委譲に反対したため、実現はしなかった、という。

首相は、官僚機構から汚職と職権乱用を除去するとともに、政治体制を改善するための改革を行うと発表した。首相は、真の改革とは、政治改革だけではなく、閣僚改革も含めて行う必要がある。閣僚は政府の政策を実行する国家の機構であるから、いかに政治機構が優れていても、閣僚機構が汚職と職権乱用のはびこるままの状態であれば、国家が生き残るのは難しいだろう、と語った。

タムボン自治体に委譲する権限として、ガソリンスタンドや食料品店、小型ボートの停泊場の設置許可などが例としてあげられた。これらは現在、上位機関で許可を与えているものである。しかしながら、自治体への権限委譲に当たって、首相が心配していることは、カムナンと呼ばれる行政区の長や村長らに権限が付与された場合、彼らは契約の当事者となるため、利権を求めて多くの人間が行政区長や村長のところにやってくることである。そこに汚職が生まれる可能性があり、そのような事態はあってはならない、と語った。

この首相の示した新方針を受けて、1月21日内務省は、ラオス、カンボジア、ミャンマー及びマレーシアと国境を接している30の県の知事に経済的、社会的事項、例えば国境貿易や観光といったような事項に関して、意思決定権を付与する計画である、と発表した。しかしながら、治安や外交に関する事項は、引続き国家が意思決定を行う。内務省によれば、現行法を改正する必要のない特定の権限について、知事に移譲することになるという。

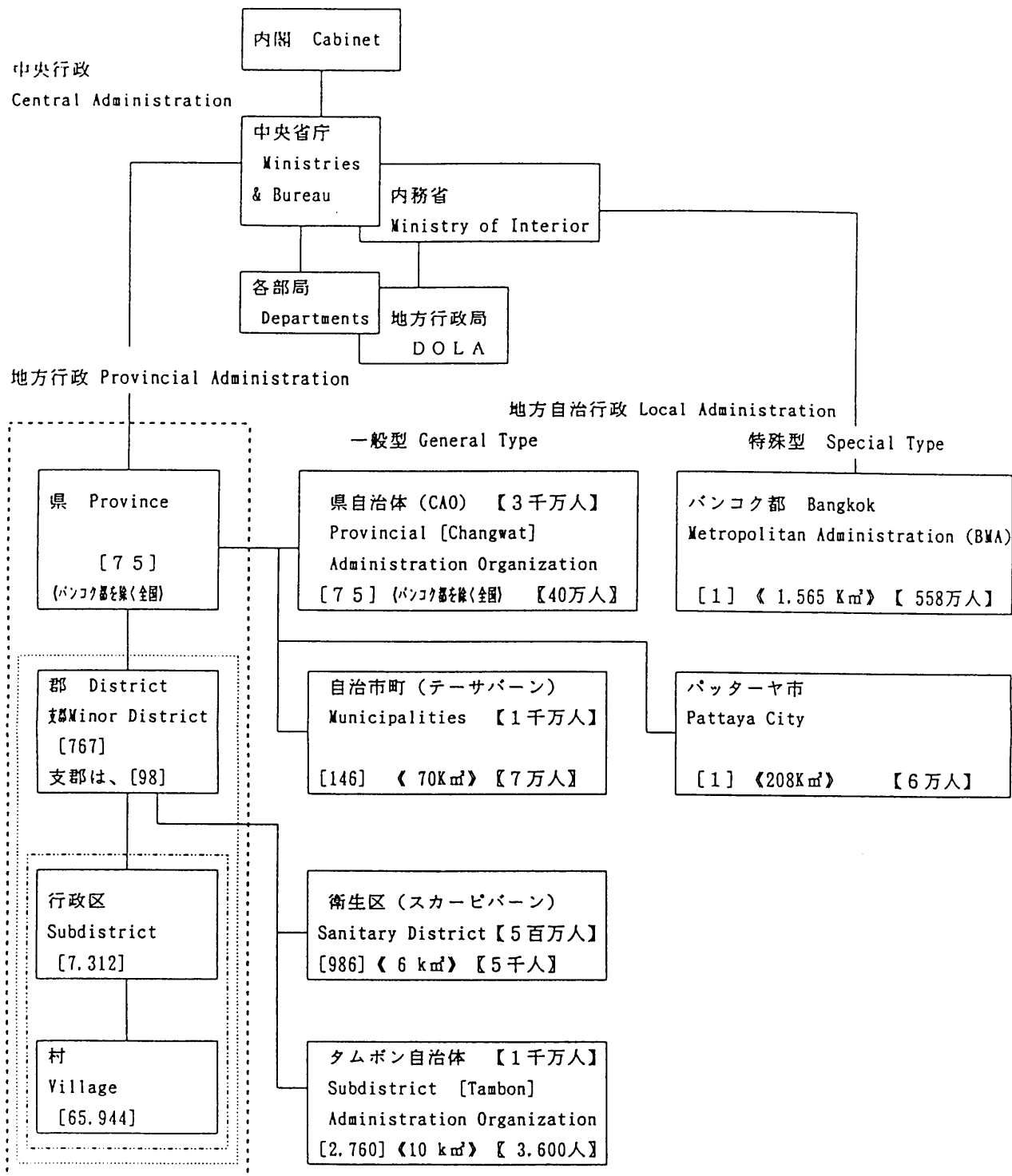
2月14日には、国境と接している県の知事が内務省に集まり、協議を行った。会議で知事らは、現在、予算から人事行政に至るまで知事の持つ権限は制限され過ぎている。知事は、中央省庁を代表する権限を与えられてはいるが、その範囲は明確でなく、多くの場合、問題を速やかに解決することができない、と語った。会議では各県の経済を振興するために国境貿易や地元への投資のような事項について知事に権限を移譲すべきであり、そうすれば、知事は地元の問題に関し、より効率的な対応をすることができ、また、将来、隣国との経済協力へ向けた準備をすることができる、などの意見が出された。

タイには現在バンコク都を除く全国に75の県が設置され、各県には内務大臣の任命する知事が派遣され、各県で国の行政を行っている。知事はまた、県自治体の長も兼ねており、国の地方における行政と同時に地方自治体の行政も行っている。

タムボン自治体 (Tambon Administration Organization) とは、1995年3月から登場した新しい形態の地方自治体で、従来の行政区 (Tambon) 及び行政区の議会組織であるサパータムボン (Sapa Tambon) に法人格を与えたものである。この結果、タムボン自治体は、独自に開発計画や予算の策定、プロジェクトの承認などを行うことができるようになった。タムボン自治体のおおよその平均面積は約10 Km²で、一自治体当たり約 3,600人の人口を有する。1996年時点のタムボン自治体の数は 2,760で、現在も増加中である。1998年には全ての行政区がタムボン自治体へ移行し、その数は 7,200になるものと見込まれている。

(1月10、19、22日及び2月15日付けバンコクポスト、1月20日付けストレートタイムズほか参照)。

タイにおける行政システム



(注) ・県は、複数の郡をその区域に含む。郡は、複数の行政区をその区域に含む。行政区は、複数の村をその区域に含む。また、衛生区を含む。県自治体は、県内の他の自治体の区域（自治市町、衛生区及びタムボン自治体）を除いた区域を行政区域とする。

・ [] は、数。（郡と支郡、行政区及び村の数は1995年6月末時点のもの。その他は1996年時点）。《 》 は、1自治体当たりのおおよその平均面積。ただし、県は、バンコク都を除く全国に75ある。最も面積の大きい県は、ナコーン・ラーチャシーマ県で20,494 km²（タイの面積の約4%を占める。人口は、約237万人）、最も小さい県は、サムット・ソンクラーム県の416.7 km²（同0.08%。人口は約19万人）である。また、【 】 は、その自治体全体でのおおよその人口。『 』 は、1自治体当たりのおおよその平均人口。

・ 自治市町は、県の中で人口の多い地域に存在し、衛生区は、人口の少ない地域に存在する。

(5) フィリピン

①フィリピンの地方自治体の概要（1996年11月分）

フィリピンの地方自治体は、基本的には、州(Province)及び準州(Sub-Province)、市(City)及び町(Municipality)、バラングイ(Barangai)の3層構造からなっており、その単位が全国12の行政区(Rigion)、マニラ首都圏、及び自治区の14の広域ブロックによって分けられる。

州は市及び町に分けられ、さらに市及び町は、最小の行政単位であるバラングイに分けられている。なお、市は、権限から見ると町と州の間に位置する地方自治体と考えられているが、バラングイから構成されている点で階層的には町と同等のレベルにある。また、市には、構成市(Component city)と高度都市化市(Highly Urbanized city)の2つ形態があり、構成市は町と同様に州の監督を受けるのに対して、高度都市化市は、原則的には州から独立しておりその監督は受けない。

1995年現在、州の数は75、準州は2、市は60、町は1,534、さらにバラングイは41,657にのぼっている。

(1) 首長

各層の地方自治体の首長は、国における大統領のように住民を代表する機能を有しており、公選により住民から選出される。首長の権限と責任については、地方自治法をはじめ、その他の関係法令で明記されているが、その権限としては、予算書の作成及び議会への提出、条例等議案審議に対する拒否権の行使、官吏の任命、解任などが、最も重要なものとして挙げられる。

また、地方自治体の首長（例えば州知事）は、その下位の自治体への一般的監督権を有するが、高度都市化市はその種の監督権から独立している。

なお、この国の地方行政制度の特徴となっているものに地方任命官制度がある。政策の形成や決定等において、首長を補助する地方自治体の部局長は、議会の多数の同意を得て首長から任命される。しかし、地方財務官は、予算及び財務執行の要職にあることから、中央政府（財務長官）が、当該地方自治体の有識者リストの中から選考を行い任命する。

(2) 議会

フィリピンの州、市、町、バラングイでは、日本の議会に相当するサングニアン(Sangguniang)が立法権を担っている。地方自治体のサングニアン（議会）は、公選職議員と各層の代表（有識者）から任命される議員からなっており、構成人数も、各地方自治体のレベルや規模によって異なっている。また、議員になるための被選挙権の年齢制限にも違いがあり、州議員と高度都市化市議員は、年齢が23歳以上、構成市と町は、バラングイは21歳以上になっている。

上級の地方自治体のサングニアンにも、首長同様、管轄下の地方自治体の監督権が与えられており、市と町のサングニアンには、バラングイに対して、また、州サングニアンは、構成市、町に対して、サングニアンの議決、命令等についての監督権を有している。

なお、サングニアンは、議会の固有の機能としての立法のほか、地方自治体の財政政策の決定、行政組織改革、地方公務員人事政策の計画作成に関する権限なども有している。

(3) 地方自治体の業務

1991年に制定された新地方自治法では、地方自治体の業務は、主に次のような内容になっている。

- ・母子保健、伝染病管理等の健康及び保健サービス
- ・児童、寡婦、老人、障害者等の社会福祉サービス
- ・衛生及び衛生施設、環境美化、廃棄物収集に関連するサービス、
- ・道路、橋、下水道、灌漑施設の布設・管理
- ・学校、病院、その他公共施設の布設・管理
- ・公園、公民館、スポーツセンター等の社会施設管理、運営
- ・警察、交通管理
- ・農業、林業、漁業の活動支援、実態調査、関連施設の管理
- ・都市計画
- ・観光開発等
- ・国以外の低賃金住宅や公共住宅プロジェクト
- ・人口政策

こうした地方自治体の業務の内容は、地方自治体の種類によりそれぞれ異なっている。バランガイは、最も基礎的な行政単位として、コミュニティにおける活動等についての計画や執行などを行っている。また、町及び市は、管轄内で日常的な行政サービスの供給と調整を行う地方自治体とされ、住民にとって必要な基礎的なサービスを供給する責任があるものと考えられている。一方、州は、効果的な行政を行うための広域的な機能を果たす存在と考えられ、住民への直接的なサービスでなく、各市町にまたがる広域的なサービスや個々の町や市が管理するには難しいようなサービスを行うものである。

(アジア地方制度(財)地方自治会出版等より)

②フィリピンの外交政策（1997年1月分）

{経済外交政策}

1月30日付けのマニラブリテン紙によると、先日、ミンダナオ島のコタバト州知事が日本を訪問し、財界関係者たちへ日本企業の進出や経済支援を訴えたとのことである。最近、フィリピンでは、国、地方自治体を挙げて積極的に投資拡大へ取り組んでいる。特に、ラモス大統領は、就任以来、率先してASEAN各国、日本をはじめ、精力的に外国を歴訪し、海外投資の誘致など経済外交政策を展開してきた。

特に、昨年11月、第4回アジア太平洋経済協力会議〔APEC〕が開催された際には、フィリピンが議長国を務め、世界各国の注目を浴びることになった。

各国から治安や運営などへの心配がささやかれる中、フィリピンは、議長国としての責任を十分果たした。また、懸案であった情報技術協定（ITA）の各国合意など、この会議で一応の成果も挙げられたことで、新生フィリピンを国際社会に印象づけた。なお、ラモス大統領は、この機会を生かし、関係諸国との首脳会議を積極的に行い、日本から11億米ドルの資金援助を取り付けるなど、海外から投資、貿易の拡大や経済協力の促進を約束させたのも大きな成果だった。

{海外フィリピン労働者の保護}

フィリピンの海外労働者は、労働人口の15%にあたる400万人だといわれている。

ラモス政権における国内安定と経済成長によって、年々その割合が減少しつつあるが、国外出稼ぎ者を巡るトラブルはいまだ絶えないことから、国外におけるフィリピン労働者を保護する事はフィリピンの外交政策上の重要な柱となっている。これは、1995年3月のシンガポールにおけるフィリピンメイドの死刑執行が契機になっている。フィリピン政府としては、在外公館の機能強化を図るとともに、フィリピン労働者が多くいる国々との二か国間協議等を通じて関係国に支援を積極的に求めている。最近では、国際社会の関心と理解を得るために、外国労働者問題をテーマにした国際会議の開催を呼びかけるなどの努力も行っている。

{その他}

フィリピンは、中国との間で、南沙（スプラトリー）諸国の領権をめぐる対立しており、昨年1月に、中国がフィリピンの主権を主張する礁に軍事施設を建設したことから問題が、さらに深刻化していた。しかし、APEC開催後に行われた中国（江沢民主席）とラモス大統領の首脳会談の結果、南沙諸国問題については、今後両国が共同開発、平和的開発へ協力していく事で合意した。さらに両国は、2件2国協定と2件の商業契約を締結して、外交関係の改善を確認した。

また、国内では、イスラム過激派勢力が国際テロリズムとも提携し、テロ活動など治安を乱す動きも見られることから、国際テロ対策について関係諸国との連携、協力を呼びかけている。

このように、経済外交の推進、海外フィリピン労働者の保護、国家安全保障の確保がフィリピン外交の3つの大きな柱となっている。（1月30日マニラブリテンほか）

[参 考]

(1) 貿 易

(単位：100万米ドル、かっこ内は割合%)

国 名	1993年		1994年	
	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
ア メ リ カ	4,371(38.4)	3,522(20.0)	5,143(38.1)	3,941(18.5)
日 本	1,827(16.1)	4,037(23.0)	2,035(15.1)	5,188(24.3)
中 国	174(1.3)	181(1.0)	164(1.2)	294(1.4)
韓 国	221(1.9)	898(5.1)	292(2.2)	1,107(5.2)
香 港	548(4.8)	877(5.0)	651(4.8)	1,113(5.2)
台 湾	346(3.0)	1,025(5.8)	453(3.4)	1,226(5.7)
シンガポール	379(3.3)	978(5.6)	710(5.3)	1,441(6.8)
タ イ	169(1.4)	171(0.9)	364(2.7)	197(0.9)
マレーシア	161(1.4)	356(2.0)	224(1.7)	431(2.0)
インドネシア	48(0.4)	341(1.9)	1(0.0)	369(1.7)
ブ ル ネ イ	2(0.0)	51(0.3)	3(0.0)	35(0.2)
ヨーロッパ5国	1,783(15.8)	1,567(8.9)	2,095(15.5)	1,828(8.7)
そ の 他	1,346(11.8)	3,593(20.4)	1,348(10.0)	4,165(19.5)
合 計	11,375(100.0)	17,597(100.0)	13,483(100.0)	21,333(100.0)

(注)ヨーロッパ5国：イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ。

(1995年度フィリピン統計局発行年間統計書より)

(2) 新規出稼ぎ先 [1995年]

1位	サウジアラビア	168,804
2位	香 港	51,701
3位	台 湾	50,538
4位	アラブ首長国連邦	26,235
5位	日 本	25,032
6位	マレーシア	11,622
7位	シンガポール	10,736
8位	クウェート	9,852
9位	カタール	9,691
10位	米 国	7,456

1995年の新規出稼ぎ者は、前年に比べ12.8%も急減。出稼ぎ先も80年代には、7～8割を占めていた中東が頭打ちで、アジア地域が1年で3倍以上になった。

(1996年5月8日付け毎日新聞より)

③フィリピンの観光行政（１９９７年２月分）

フィリピン観光省（DOT）は、この度、フィリピン中期開発計画の一つとして、観光開発計画（『観光マスタープラン』Tourism Master Plan。通称TMP）を策定し、本年１月８日、正式にラモス大統領の承認を得た。観光マスタープランは、同省が、国連開発機構と世界観光機関との協力を得て作成したもので、今後２０年間のフィリピンにおける観光開発の計画を具体的に指し示している。

この観光開発計画では、ルソン、ピザヤ、ミンダナオの３つの島を指定し、その地域において、開発計画を進めて行くことを提唱している。また、その中でも特に、サマール島、パンプラオ島、北部パラワン、南部ルソン、北部ルソンを最優先開発地域として、重点的に観光施策を実施することも計画している。

観光省（DOT）は、世界銀行や日本の国際協力事業団（JICA）等と連携を図りながら、各指定地域において、地域別のマスタープランを策定するなど、この実施計画や開発プロジェクトをさらに推進するつもりである。

このように、ラモス政権下では、主要観光地に積極的に投資を行うなどして、観光開発に力を注いでおり、その成果として、近年、フィリピンの観光産業は順調に成長を遂げている。フィリピン観光省（DOT）の発表によると、１９９３年の訪比客数は、僅か１３７万人であったが、１９９４年には一挙に２２０万人に増加した。１９９５年は、台風等の自然災害が多発等の理由で１７６万人に落ち込んだものの、昨年度は、観光省の職員等が世界各地で開催された観光フェアに参加するなど、政府の積極的な観光客の誘致政策が功を奏し、２０２万人に伸び、当初の目標であった２００万人を突破した。

さらに、訪比客を地域別に見ると、東アジア地域（日本、韓国、中国、香港、台湾）が全体の４３％を占め、他の地域を圧倒しており、続いて、北米（アメリカ、カナダ）が２２％、ヨーロッパ６％の順になっている。〔なお、東アジア地域の中では、日本が一番多く、２番目が台湾、そのあと中国、香港の順になっている。〕

観光省（DOT）は、昨年の実績を踏まえて、今年は２３２万人、建国１００周年にあたる１９９８年度は２７０万人の訪比客数を目標に掲げている。観光収入面でも、本年３２億４千万米ドル、１９９８年は３８億２千万米ドルを目指しており、この数値が実現できれば、国内総生産（GDP）に占める観光収入の割合も、昨年度の５．８９％が、１９９８年には７％まで上昇すると試算している。また、今後２年間で１３０万人の雇用が観光産業により直接作りだされると分析している。

フィリピンでは、現在、政府、民間セクターによる観光地への投資が順調に行われている。さらに昨年、当地で開催されたAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の成功によって、フィリピンのイメージアップが図れたようである。今後、政府は、観光立国として環境整備を進めるために、今回策定した観光開発計画を念頭に置きながら、対外的に観光誘致政策を展開するとともに、主要観光地のインフラ整備なども積極的に取り組んでいく意向である。

（１月８日付マニラブリテン紙ほか）

(6) ベトナム

①省レベル地方行政単位の分割、国会、首相談話、政治体制等（1996年11月分）

現在開会中の国会において、現在ある省レベルの地方行政単位の境界を見直し、八つの省を15省と1中央直轄特別市に分割するという案が承認された。これにより、1991年に決定された現在の53の省レベル地方行政単位(3中央直轄特別市、50省)は、61(4中央直轄特別市、57省)へと増えることとなった。新設されることになる省のほとんどは首都ハノイ周辺にあるが、中部最大の商業都市ダナンが中央直轄特別市としての地位を有することとなった。

新聞によれば、政府は今回の省の分割により地方における行政運営を強化することができ、官僚主義から生じる諸問題を解消するとともに、一部の省では開発が進んでいるが他の省では開発が立ち後れているといった、開発の不均衡が生じている地域において開発の均衡をとることに役立つとしているとのことである。ただし、国会議員の一部には、その分割方法について反対した者もあり、ベトナム阮朝の都であったフエを周囲の省から切り離すという決定は見送られることとなった。また、議員の中には、省の分割は乏しい財源を無駄にするだけであるという声もあった。

この国会での決定に関して、ポー・バン・キエト首相は、8省・市の新設の際に、公務員が公共の財産を横領したり、家族を関係する職に就けようとしたりすることをやめるよう警告している。そして、新設されることになる省・市の事務所を建設するための投資事業に対しては、先頃出された基準に従い厳格な監査が行われることになるだろうと述べた。

{国会}

ベトナム1992年憲法によると、国会(National Assembly)は、人民の最高の代表機関であるとともに、憲法制定権と立法権を有する唯一の機関であるとされる。また、国内及び諸外国に対する基本方針、経済社会施策、国防・治安問題、国家機構の組織・活動に関する原則、国民の社会関係・活動について決定することとされる。

国会の主な任務・権限は、憲法及び法律の制定・改正、憲法・法律・国会決議の遵守に関する最高の監督権の行使、大統領・国会常務委員会・Government・最高人民裁判所(Supreme People's Court)・最高人民検察院(Supreme People's Office of Supervision and Control)からの活動報告の検査、国家の社会経済開発計画・財政計画・民族政策の決定、大統領・副大統領・国会の議長及び副議長・国会常務委員会(Standing Committee of the National Assembly)の各委員・首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長の選任・解任、Governmentの閣僚の任命・解任に対する承認等である。

なお、国会に対して法律案を提出する権利は、大統領、国会の常務委員会、民族評議会及び各委員会、Government、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム祖国戦線(Vietnam Fatherland Front、注参照。)及びその各構成団体が有することとされている。定例会は年2回開かれることとされ、臨時国会は、常務委員会での決議、大統領、首相又は3分の2以上の国会議員からの要求により召集される。

国会議員は、国民の直接選挙により選出され、任期は5年である。選挙は、中選挙区制により行われ、議員定数395名に対し158の選挙区が設定されている。現在の議員は、1992年7月の選挙により選出、任期は1997年までである。なお、選挙権は18歳以上、被選挙権は21歳以上の公民(ベトナム国籍を持つ者)が有することとされる。

国会は一院制であり、その組織としては、議長、副議長(複数)のほかに、国会常務委員会、民族評議会(Nationalities Council)及び各委員会(Committees)がある。常務委員会は国会の常設機関で、国会の議長、副議長及びその他の委員で構成される。なお、これらの常務委員会の構成員は、Governmentの閣僚を兼務することはできない。その主な任務・権限は、国会の召集のほか、国会議員選挙の統轄、憲法・法令の解釈、国会により委任された事項に関する命令の制定、憲法・法令・国会決議の施行の監督、Government・最高人民裁判所・最高人民検察院の業務の監督、各級人民評議会の監督・指導等多岐にわたっている。

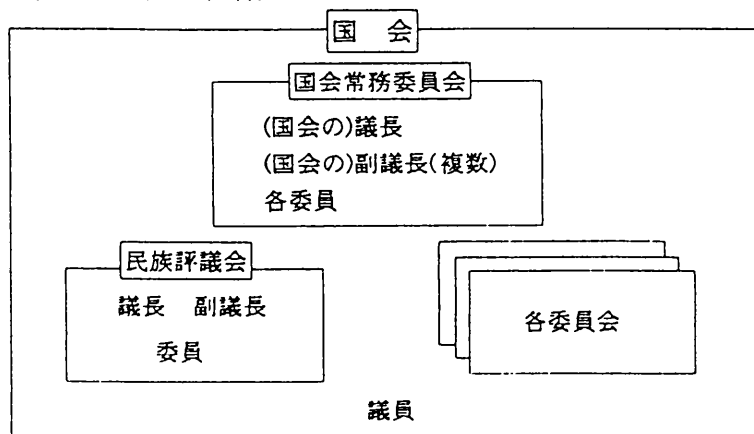
また、民族評議会は、民族に関する諸問題を研究し国会に提案するとともに、民族政策及び山岳地域・少数民族居住地域の社会・経済開発計画の実行を監視することとされている。その他の各委員会は、法案をチェックするとともに、国会又は常務委員会の委任により法令に関する提案・報告を行うこととされている。民族評議会及び各委員会とも構成員は国会において選出される。

注 ベトナム祖国戦線

ベトナム共産党が党員以外の大衆を政治活動に動員するための統一戦線組織であり、すべての各レベル行政単位にも組織されている。構成団体には、共産党、労働総連合、農民連合会、婦人連合会、ホーチミン共産青年団が含まれる。法案提出のほかに、国会及び各レベル人民評議会選挙において立候補者名簿を作成するという重要な役割を持っている。憲法においても、祖国戦線とその構成団体は人民国家の政治的基盤であり、民族団結の伝統を高め、人民国家の建設に参加すると明記されている。

(参考資料 1996.11.9及び11.21付けストレート・タイムズ、ベトナム1992年憲法、アジア動向年報1996、ベトナム-党官僚国家の新たな挑戦、アジア諸国の地方制度(V)、東南アジア要覧1992等)

(参考) 国会の組織



{首相談話}

ポー・バン・キエト首相は公式のインタビューに答え、ベトナムは、1980年代後半に始まったドイモイ政策と開放政策を今後も継続していこうと述べた。また、これに関連して、11月、76歳になるレ・ドック・アイン大統領が病気で入院したことにより、マスコミが国家指導者が突然交替した場合の政治的影響に関して諸外国の外交官や投資家に警告を発したことについて、わが国の指導者がどうなったとしても、それが国家の政策の障害になるようなことはなく、ドイモイ政策が後戻りするようなことはあり得ないと述べた。当のポー・バン・キエト首相も1991年から首相を務めており現在74歳になるが、引退の要求があればそれに従う用意はできており、指導者が交替するとしても、それは円滑に行われるだろうとも述べた。

インタビューに先立って発表された声明文によると、ベトナムの改革政策が今後も継続するかどうかは、国民の支持を得ることができるかどうか次第であるが、政府の中にも改革の速度や利益について異論を唱える者が現れてきたことを認めている。ただ、これについても普通のことであり、また健全なことでもあると述べている。

{政治体制等}

ベトナム1992年憲法は第2条において「ベトナム社会主義共和国は、人民の、人民による、人民のための国家である。すべての国家権力は労働者階級、農民階級及び知識階級の連合を基盤とする人民に属する。」と規定し、社会主義共和制であるとともに人民主権国家であることを宣言している。また、すべての国家権力は国会に集約されるとされ、立法、行政、司法の分立という考え方はないが、国会、Government、最高人民裁判所、最高人民検察院がそれぞれ任務と権限を分担するという立場が示されている。

国家元首は、大統領であり、対内的及び対外的に国を代表するとされる。大統領は国会において国会議員の中から選出され、その任務について国会に対し責任を負うとされる。任期は国会議員と同様5年とされている。

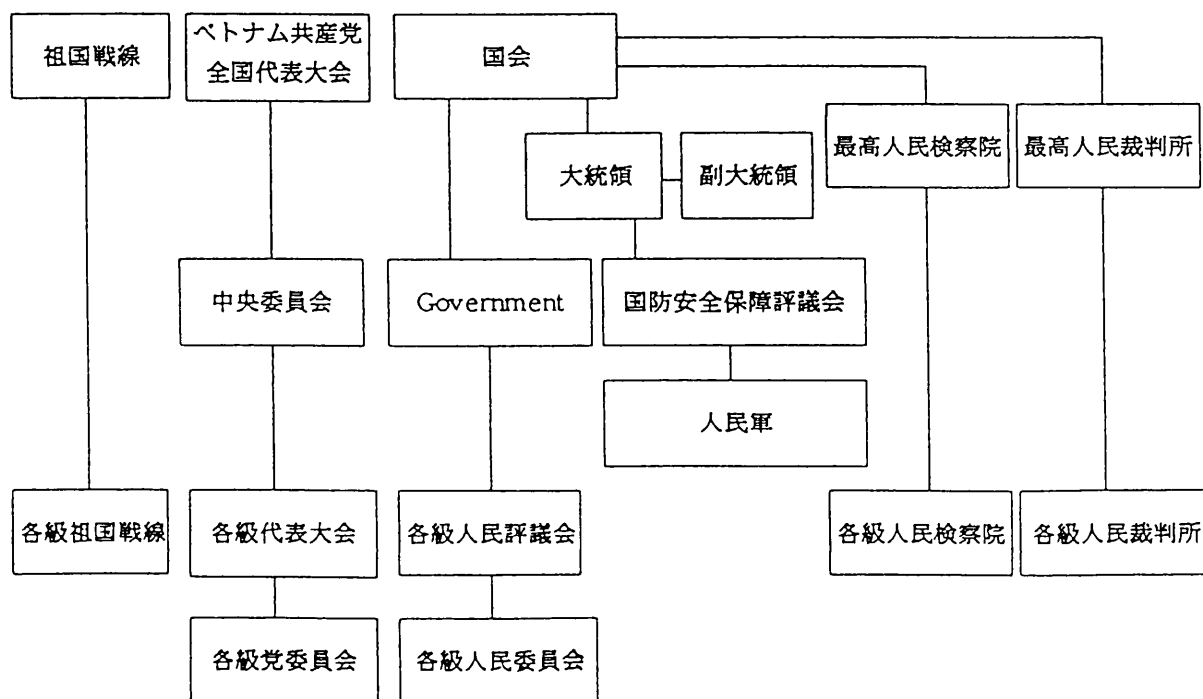
大統領の主な任務・権限は、憲法・法令の公布、副大統領・首相・最高人民裁判所長官・最高人民検察院院長の任免の国会への提案、国会又は国会常務委員会の決議に基づく副首相・閣僚・他のGovernmentの構成員の任免、国会又は国会常務委員会の決議に基づく戦争状態の布告、最高人民裁判所副長官・裁判官、最高人民検察院副院長・検察官の任免等である。また、人民軍総司令官と国防安全保障評議会(National Defence and Security Council)議長に就任する。その他、国会常務委員会の会議に出席することができ、必要な場合には、閣議に出席することもできる。

副大統領は大統領と同様国会において国会議員の中から選出され、その任務・権限は、大統領の業務執行を補佐するとともに、大統領により委任された業務を行うこととされる。

ベトナム共産党については、憲法第4条において「労働者階級の前衛であるとともに、労働

なお、1996年6月28日から7月1日にかけてベトナム共産党第8回党大会がハノイで開催され、ド・ムオイ書記長、レ・ドック・アイン大統領、ポー・バン・キエト首相の三首脳の留任と新指導部人事が決定されたほか、共産党の一党支配体制の堅持やドイモイ路線の継続を盛り込んだ「政治報告」、党規約改正などの諸文書が採択された。

(参考) ベトナム国家機構図



5 ソウル事務所

①ソウル特別市の区庁長任命問題（1996年12月分）

6日、ソウル特別市と新韓国党ソウル地区の幹部による懇談会において、崔洙秉（チェ・スビョン）政務副市長は、ソウル市内の自治区の区庁長を現在の公選ではなく、ソウル特別市長が任命したい旨の考えを示した。

崔副市長は、その理由として市内の自治区が権限範囲を越える行政を行い、特に人事権の乱用などの弊害がみられることを根拠にあげており、趙淳（チョ・スン）市長も同意見という。なお、韓国では1995年6月27日に行われた地方選挙において、特別・広域市の市長及び道知事、市・郡・自治区の団体長である市長・郡守・区庁長公選制となったが、それ以前は内務部長官が任命していた。

②蔚山市の広域市昇格関係（1996年12月分）

26日、第182回臨時国会において「蔚山広域市設置等に関する法律」が通過し、大統領の裁可を経て、立法化することとなった。これを受け、内務部と蔚山市は、97年初頭に「広域市設置準備団」を発足させ、広域市昇格の準備に入ることとなった。

蔚山広域市は、現行の中・南・東の3区と新設の北区の外に蔚州郡という、4区1郡に行政組織を改編し、現在の沈完求（シム・ワング）蔚山市長が広域市長職を代行する。なお区庁長は、選出せず、市長が任命する副区庁長が区長職を代行することとなる。

③ソウル市の交通施策（1997年1月分）

乗用車十部制の実施方針

14日付「朝鮮日報」は、環境部・建設交通部などが、日付と同じ末尾のカーナンバーの車両の通行を規制する乗用車十部制を検討していると報じた。

同記事は、環境部関係者の言葉を引用する形で、エネルギー消費の抑制と経済力10%アップを図るために十部制を施行し、さらに公務員に対しては5部制を実施する計画という。また実施対象地域としては、ソウルと

京畿道の首都圏一帯で実施し、違反車両には5万ウォン（約7千円）を課す方針という。

観光特別区地域の追加

14日、文化体育部は済州、慶州など5箇所の観光特別区地域に加え、観光産業の活性化と均衡発展を図るために、江原道大閑嶺地域などを追加し、17箇所とすることにした。

今回、追加された地域は、東豆川（京畿道）、大閑嶺（江原道）、水安堡、俗離山（忠清北道）、牙山、保寧温泉（忠清南道）、茂朱、内蔵山（全羅北道）、求礼（全羅南道）、白岩（慶尚北道）、釜谷、弥勒島（慶尚南道）である。

今後、観光特別区地域に追加された12箇所には、営業時間の制限緩和、観光施設の設置・拡充時の観光振興開発基金及び産業銀行などによる施設資金の優先融資、観光公社を通した海外広報などを行う。

ソウル特別市の混雑通行料の対象地域拡大

21日、趙淳（チョ・スン）ソウル市長は、幹部会議において、本年上半期に予定されていた、混雑通行料の対象地域拡大を計画時期を前倒し実施するを指示した。この混雑通行料の拡大実施が検討されている地域は、ソウル市内の25箇所の進入路と漢江にかかる橋などであり、上半期中に拡大実施される場合は、混雑が最も激しい箇所から実施されると予想されている。

ソウル市は、昨年11月11日から南山1, 3号トンネルを利用する乗員2名以下の乗用車に対し、午前7時から午後9時に渡り、一律2, 000ウォン（約280円）を徴収している。

バス・地下鉄カードの互換利用

27日、建設交通部は、バスカードでソウル市の地下鉄を、また地下鉄カードでバスに乗れるシステムを本年7月から実施することとした。

これは、ソウル市、地下鉄公社など関係団体が会合を開き、バスと地下鉄のカードを互換使用することで合意したことを受けたもので、互換システムの安全性を確認した後に本年7月から実施する方針であり、実験結果によっては釜山市や大邱市にも拡大する方針という。

なお、バスカードは 96 年より全面実施されているが、地下鉄カードは現在 12 の駅で試験的に実行されている。

④外国人観光客の減少など（1997 年 1 月分）

29 日、韓国観光公社は、昨年 1 年間に訪韓した外国人観光客は 368 万 3,779 名で、95 年（375 万 3,197 名）に比べて 1.8% 減少したと発表した。

これは、光州事件などの政局不安定で外国人観光客が減少した 80 年以降、初めて減少したものである。

特に、外国人観光客の半数近くを占めていた日本人が 152 万 6,559 名と前年比 8.4% も減少し、全体に占める割合も過去最低の 41.4% になった。

一方、韓国人の海外旅行者は合計 464 万 9,251 名で 95 年（381 万 8,740 名）に比べて 21.7% 増加した。さらに旅行収入は 54 億 1,666 万ドルで、旅行支出は 69 億 6,680 万 8,000 ドルで約 15 億 5,000 万ドルの赤字を記録した。

⑤日・韓航空交渉関係（1997 年 1 月分）

30 日、建設交通部は「28 日から東京で航空交渉が行われ、大邱～大阪など 6 航空路線の就航と、ソウル～岡山便など 7 路線が増便されることで日・韓が合意した」と発表した。

同交渉において両国は、大阪と福岡路線の韓国側出発地点である現行のソウル、釜山、済州の外に、大邱、光州、清州を追加することで合意した。

これによって、大邱～大阪、光州～大阪、清州～大阪、大邱～福岡、清州～福岡路線が新設されることとなった。

また、ソウル～岡山、ソウル～広島路線の運行回数を週 3 便から 7 便に増やし、大阪、済州など韓国内 5 箇所から大阪への運航回数を 14 便から 16 便に増便することとした。

しかし、今回の交渉では福島、鳥取、島根などの新規路線は議論に挙がらなかった。

⑥盆唐・一山新都市の市昇格運動関係（１９９７年２月分）

ソウル近郊に位置する市の２区の独立市昇格問題が、相次いで各紙を賑わし、市昇格を推進する２区の住民が連帯するなどの動きが起こった。

これは、４日に京畿道高陽市一山区の一山新都市入居者代表協議会が、独立市推進委員会（委員１１名）を結成し、本格的な市昇格運動に乗り出したことに端を発する。同委員会は、市昇格に関するセミナーの開催や独立市を象徴するロゴマークの公募などを通し、住民への広報に努めるという。

また同委員会は、城南市内の盆唐区も独立市昇格の動きがあることから、今後は連帯して運動を展開していく方針も明らかにした。この盆唐区と一山区は、盧泰愚（ノ・テウ）政権の１９８９年に新都市が建設され始め、現在は共に人口３７万名前後の区（自治区ではない）であり、当初から既存の市とは区別された「新都市」として建設されている。

しかし、韓国では住民投票法が確定していないことから、同法案が国会を通過した後に住民意見調査を行い、その結果を基に京畿道と内務部に行政区域改編の為の住民投票を行うことを要請する方針という。

6 シドニー事務所

①新たな移民政策（1996年12月分）

（12月14日付 シドニーモーニングヘラルド）

連邦政府は、新移民政策の枠組みでは、家族呼び寄せ策の下での移住許可に際して、英語能力が許可決定の要因になると発表した。

ラドック連邦移民大臣は、昨日議会で以下のように演説した。「上院での新移民法案否決を避けるため、立法手段ではなく行政手法を用い新移民施策を実施する。また、この施策により移住許可に際して、英語能力テストの受験を課する職業が拡大される。」と語った。

この新移民策により、来年の7月から豪州在住者の非扶養の子女、兄弟姉妹及び勤労世代にある両親などは、移住に際して英語力の証明が必要となる。しかし、配偶者等の近親の者については、その証明が不要である。

この他の変更内容としては、以下の通りである。

- ・管理職としてのビザ申請でそのスポンサーがオーストラリア人の場合、ビザ取得に際して優先権付与
- ・子供の大多数がオーストラリアに移住している親へのビザ取得に関する優先権付与
- ・難民等人道的な移民に対して、社会保障の提供開始を6ヶ月間据え置く

これに対して、ケア野党移民報道官は、「新移民政策では、オーストラリアに直接関係がない技術移民を増加させ、家族の絆の弱体化をもたらす。」と語った。

昨年は、家族呼び寄せ策の下での移住申請者の内、23パーセントが英語能力テストを受けたが、この施策の導入により、85パーセントが英語のテストを受けることになる。

②連邦政府財政赤字急増（1997年1月分）

（1月29日付 シドニーモーニングヘラルド）

連邦政府の財政赤字（単年度）がこの上半期で30億豪ドル増加し、来年度予算において新たな税負担と予算削減の必要性が出てきた。

連邦政府の中間予算見直しによると、歳入減に対応するために国民への新たな税負担の導入と20億豪ドルに及ぶ歳出削減が必要となるとしている。

新たな経済予測によると、当初予測より多額の投資がなされ、また一方で経済成長率は3.5%という順調な伸びを示した。しかしながら、低い消費性向と高失業率、インフレ率の低下により準備銀行の更なる公定歩合引き下げが広く支持されている。

政府は、上半期の予算見直し結果の発表とともに今年度予算の執行を開始したが、既に述べたとおり中間見直しで、財政赤字は、56億豪ドルから85億豪ドルに増加した。

コストロ連邦大蔵大臣は、「現在、政府は年金かけ金の特別引き下げなどの税制上の促進及び補助金交付を行っているが、これらは、年金だけで60豪億ドルであり、他のものを含めると170億豪ドルにも達する。現在こうした補助は削減の方向で検討中である。」と語った。

③公共サービスのコストが18億ドルに達する（1997年1月分）

（1月11日付 シドニーモーニングヘラルド）

政府経費調査会（NSW州）は、NSW州における年間公共サービスコストが当初7億豪ドルと見られていたが、実際には18億豪ドルにも達することを発表した。

このことは、政府部門における非効率性を指摘する報告書のなかに述べられており、この内容は以下のとおりである。

- ・税金1豪ドル当たり9セントが公共サービス運営経費として用いられている。
- ・各省庁がサービス提供において、コスト意識を持っている証拠はほとんどない
- ・人的資源に関するコスト分析の結果、教育訓練省、首相府などがもっとも非効率的であり、学校教育省がもっとも効率的である。

また、この分析は以下の省庁間の相違を指摘する。

- (1) 雇用コストが一人当たり A\$99 から A\$252 までと異なる
- (2) 休暇申請処理コストが一件当たり A\$5 から A\$15 と異なる
- (3) 会計部門における請求書の送付件数が一人につき一日当たり 10 件から 40 件と異なる

ボブ・ウオーカー政府経費調査会議長は「人事管理及び資金管理における効率性を追求すれば、1億2千豪ドルの節約が可能である。全公共部門における経費削減がどの程度達成可能であるか分からないが、数億豪ドルに及ぶと見られ、これらの資金は健康や教育部門といった住民への直接サービス提供に用いることができる。また、コスト削減は効率性に大いに寄与するものであるが、公共サービス部門における職の喪失には繋がらない。効率性は前政権からの継続的懸案事項である。」と語り、現政権への非難を避けた。

調査会によると、昨年においては、1億3400万豪ドルのコスト削減が達成され、病院資金危機を回避するために用いられたことも指摘している

この報告に対して、ロン・フィリップ影の大蔵大臣は、「現在の状況下で多額の資金創出が可能であるかは疑わしく、ウオーカー議長の独立性には疑問がのこる。今こそ、議長はカー首相に解決すべき課題があることを認識させるときである。」と語った。

④効率化を目的とした共同事務処理推進（1997年2月分）

（2月3日 シドニーモーニングヘラルド）

NSW州の地方自治体は、共同事務処理の推進により改革を推進中である。

12ヶ月にわたる地方自治体の効率性に関する調査及び自治体合併の政治的圧力を踏まえ、NSW州地方自治体協会は効率性を追求し、重複している地域サービスや職員を削減する運動を開始した。

ピーター・ウッズNSW州地方自治体協会会長は、昨日以下のように語った。「現在、一部の自治体においては合併が検討されており、また、他の自治体においては隣接する自治体との共同事務処理を検討している。共同事務処理の内容としては、清掃事務、事

務用品の共同購入、図書館の共同運営などがあげられる。地方自治体改革は市民の声を聞きながら行うことが必要であり、また、地方自治体は、州政府の介入がなくとも独自に改革を行うことができる。」

一部の民間部門から、この声明は州による強制合併回避を目的としたものであるとの指摘がある。ビル保有者が組織するオーストラリア不動産審議会は、効率性の追求のためにシドニー近郊の42の地方自治体を14の特別地方自治体にするロビー活動を議会に対して行っている。

州政府は当初の段階での強制合併の可能性を否定していたが、現在一部の関係は1999年の選挙後に自治体改革の強制実施を支持している。

NSW州地方自治体協会の声明は、自治体改革に関する多くの討論ペーパーを踏まえ出されたものである。ペーパーの内容は以下のとおりである。

- ・広域地方自治体を制度上明確に位置づけた上でその権限を強化すること
- ・現存の広域地方自治体がその場限りで事務処理を行っており一貫性に欠けること

ページNSW州地方大臣は、「討論ペーパーは、秘密裏に地方自治体合併が行われることを意味しない。現在、重要なのは地域で共同事務を推進することである。これにより、顕著なコスト削減を達成することができる。都市計画や経済開発、観光業といった分野は特に共同事務処理による効率化の恩恵を受けることができる。」と語った。

⑤州政府のゴミ処理に関する課金の過徴収（1997年2月分）

（2月7日付 シドニーモーニングヘラルド）

ゴミ処理課金はゴミ削減事業にのみ使用されるという公約にも関わらず、およそ7億豪ドルに及ぶゴミに関する課金が3年間州政府の予算として使用されていることをNSW州地方自治体協会が明らかにした。

一方、NSW州議会も昨日、1トン当たり10ドルのゴミ課徴金が、カー政権の示したゴミ削減という当初の目的よりも、「隠れ税金」として州政府の歳入となっているとの報告を受けている。

この内容について、アラン環境大臣は「1995年から1998年にかけて1億5千万豪ドルがゴミ削減のために支出されており、これはゴミ処理課徴金による収入を5千ドル上回っている。」と語っている。

ピーターウッズNSW州自治体協会会長は、「ゴミ課徴金は本来全てがゴミ削減策に用いられるべきである。しかしながら、年間3千万豪ドル徴収しているにも関わらず、1千3百万豪ドル程度しかゴミ削減計画には使用されていず、4年間でおよそ7千万豪ド

ルに及ぶ資金が州の資金となっている。」と語った。

エガン大蔵大臣はウッズ会長への書簡の中で、「ゴミ削減事業への支出のために、他の事業費が減少しており、州政府の財政全体からみれば、現行程度のゴミ課徴金の徴収は必要である。」と述べている。しかしながら、これに関してウッズ会長は「これは、ゴミ課徴金はゴミ処理にのみ使用との公約に反している」と語った。

⑥健康保険制度危機（１９９７年２月分）

（２月２８日 オーストラリアン）

オーストラリアの連邦及び州の健康大臣が参加した特別会議において、公営病院需要の削減や健康保健サービス資金拡大を行わない場合、2010年までに健康保健制度が危機状態に陥る可能性を警告した。

この特別会議では、健康保健サービスに関する討論がなされた。この会議は昨年度将来における健康保健サービス需要や資金源等の討論を目的として昨年呼びかけられたものである。その議事録の内容は以下の通りである。

- ・ 2021年までに健康保険制度が危機に陥る可能性があること
- ・ 高齢化や地域ニーズの増大による健康保健需要が拡大すること
- ・ 州政府の能力拡大を上回る健康保健サービス需要の伸びがあること
- ・ 政治的圧力により長期計画策定が困難であること
- ・ 高度医療よりも一般的な医療に重点を置くこと

また、会議において各州及び準州の健康大臣は、これ以外にも各州の現状について述べ、連邦政府へ資金提供の拡大を要求した。

この問題については、南オーストラリア州政府を通じてオーストラリア政府間評議会においても問題提起をすることが検討されている。また、この議事録の公開により、公的病院や民間健康保険レベルの低下といった問題に火をつけることになるであろう。

⑦各省の外局改革について（１９９７年３月分）

（３月６日付 シドニーモーニングヘラルド）

連邦政府では独立性を有する政府機関の権限を弱め、本来の各省大臣の権限強化を図る法案を今年中に成立させることとしている。

連邦首相は、各大臣に対する非公開書簡において、現在各省において付属機関の独立性が強すぎることに鑑み、可能な限りこれらの機関の統廃合を図るとともに、大臣の権

限強化を図ることを明らかにしている。

この書簡によれば、連邦首相はこれら付属機関がその身分保障をタテに政府の政策遂行に事実上障害となっていることから、これらの機関の長・メンバーに対する首相の任免権を強化することを検討しているとのことである。また、これらの付属機関に対する所管大臣の指揮権についても格別の法の根拠を要せずに行いうることに改めることを検討している。

⑧公営病院制度への州政府の反抗（１９９７年３月分）

（３月８日付 オーストラリアン）

州及び準州は、先にメルボルンにおいて開催された首相の医療保健制度に関する会合において、ハワード連邦首相が根本的な改革や更なる資金提供などに応じない場合、公営病院制度が更なる危機的状態に陥る可能性があることを指摘している。

この会合後、州側は現在の健康保健制度はもはや持続不可能との共同声明を発表した。

これに対して、ウールドリッジ連邦保健大臣は、連邦政府による健康保健制度への財政支出見直しの必要性については合意したものの公的医療制度に関して、州への追加補助金支出の可能性については否定した。

カーNSW州首相は、「州及び準州は公的医療需要に対し、現状では十分な財政能力を有しておらず、緊急に健康保健制度を改革する必要がある。この会合での中心課題は、国全体で公的医療制度が危機的状態にあり、それに対して州が必要とする財政援助を連邦政府が適切に行っていないことであった。また、これ以上の州政府に対する財政援助削減が行われた場合、公的医療制度は崩壊するであろう。」と語った。

⑨公共部門における負債の状況（１９９７年３月分）

（３月１４日付 オーストラリアン）

連邦政府、州政府及び準州政府の財政状況は、緊縮財政と経済成長による税収の伸びにより良好な状態を保っており、この２年のうちに財政赤字は解消される見込みである。

最新の政府財政状況分析が１９９７年の全国財政予測報告書に発表された。これによると、連邦政府レベルでの緊縮財政と資産売却に加え、州政府レベルでの緊縮財政により来年の財政赤字減少が見込まれている。また、連邦及び州政府の財政赤字がGDPに占める割合は今世紀末までに大きく改善される見込みである。

この報告書によると、連邦政府における負債は９６年度で９３億豪ドルであるが、現在の財政政策のもと、１９９９年には３２億豪ドルの黒字に転換することが見込まれている。また、州及び準州の一般会計の黒字は、９６年度は４億豪ドルであるが、３年後に

は13億豪ドルに増加することが見込まれている。さらに、政府部門の収支バランスの国内総生産に対する割合を見た場合、現状では1.7%に及ぶ赤字が生じているが、98年度予算では0.8%の黒字となる見込みである。

大部分の州及び準州では、当初見込みにより多額の財政赤字または黒字の減少を96-97年度予算で予測しているものの、おおむね財政健全化への傾向を示している。

ちなみに、累積で見た場合には、96年度現在で連邦政府の累積赤字は17億1400万豪ドルとなっており、GDPの4%程度となっている。

⑩連邦政府から州政府への補助金削減（1997年3月分）

（3月22日付 シドニーモーニングヘラルド）

州政府は、昨日の連邦・州首相会議において、財政再建のために、新たに特定補助金の1.3%の削減を行おうとしていることに異議を表明した。

各州の首相はとりわけ連邦政府が抜き打ちで補助金削減を提示したことを非難した。この削減により、州にとっては4億豪ドルの収入減となり、教育・公共交通など基本的地域サービスの財政支出削減と増税を余儀なくされる。

この削減により、既に同意を得た0.8%の補助金削減と併せて2.5%の補助金削減がなされることになる。

昨年から連邦政府は3年間で補助金を10億豪ドル削減することにしており、これについては州政府との間で正式な合意がなされているが、今回の更なる削減については正式合意がなされていない。

C L A I R S U M M A R Y 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 1 号	海外事務所の調査報告から	1995/6/30
第 2 号	海外事務所だより(1)	1995/7/10
第 3 号	英国地方団体体験記	1995/7/10
第 4 号	海外事務所だより(2)	1995/12/12
第 5 号	英国の地方財政 その未来 ～ロンドン大学T.トラバース教授 講演	1996/1/18
第 6 号	米国の移民問題	1996/2/15
第 7 号	海外事務所だより(3)	1996/2/28
第 8 号	米国の移民子女教育	1996/4/30
第 9 号	プロポジション187 ～米国カリフォルニア州における不法移民問題～	1996/4/30
第 10 号	地方分権に関する法の概念～フランスにおける地方分権化の主眼と今後	1996/7/31
第 11 号	海外事務所だより(4)	1996/9/30
第 12 号	国連会議「ハビダットⅡ」報告	1996/10/31
第 13 号	欧州連合諸国における就学前の幼児教育と保育制度	1996/11/29
第 14 号	海外事務所だより(5)	1996/12/27
第 15 号	分野別・1996年米国政治行政の動向	1997/1/31
第 16 号	中・東欧諸国における変革の現状と将来～地引嘉博駐	1997/3/14
第 17 号	海外における行政の動き(96年12月号)	1997/3/14
第 18 号	クリントン民主党政権と共和党支配連邦議会のもとにおける連邦制度～	1997/3/14

CLAIR SUMMARY各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.or.jp>をご覧ください